

## 構成員提出資料

・江口委員	1
・奥山委員	4
・清水委員	29
・浜田委員	33
・宮島委員	37



# 江 口 委 員

## 提 出 意 見

大阪府中央子ども家庭センター  
江 口 晋

### ○通告一元化について

平成 28 年改正児童福祉法以降、市区町村には、関係機関から既に虐待相談や通告が増えており、所属機関（学校、保育所等）の情報や母子保健情報等が要対協（要保護児童対策地域協議会）調整機関として情報が集約されるようになっている。

現状、児童相談所と市区町村、二つの通告窓口が受理した通告を双方向に振り分けるマネジメントの機能について明確化していくことが重要である。

➡ 通告窓口の一元化には、反対であり、要となる要対協（要保護児童対策地域協議会）の調整機能強化が非常に重要。

現場では、実際受理した通告内容だけでアセスメントすることは困難であるため、市町村に家族構成を確認したり、子どもが通う学校や保育所に日常の様子を確認し子どもの安全確認方法を検討した上で実施している。通告受理・アセスメントと、安全確認・安全確保する危機介入機能は一体的組織で実施すべき。（虐待事案の特徴として、周囲に情報を秘匿する傾向から、通告時の情報は断片的なものであり、情報収集を繰り返し、その都度アセスメントを修正、対応方針も変更してゆく必要がある。）

市町村も、大きな怪我を負った身体的虐待や、性的虐待等の重篤な事案については、児童相談所に即座に連絡し、役割分担しながらも、協働しているのが実情。都道府県に一か所のコールセンターでは余計に連絡作業に時間がかかり、迅速な対応ができなくなり非効率的。

➡ 今必要なのは、コールセンター組織ではなく、危機介入機能の強化であり、そのための組織体制の強化や S V 等指導者の育成が急務。

### ○弁護士配置について

大阪府では、平成 1 2 年度から、弁護士・医師からなる「児童虐待等危機介入援助チーム」を設置している。チーム制を取ることで、持続可能なシステムとなっている。（経験値高い弁護士と若手弁護士などがチーム化）固定の弁護士（基本、各児童相談所毎に数名の担当弁護士が配置されている）に加え、専門分野（外国籍の児童の権利擁護、少年事件、医療関係事件、性的虐待事案など）に詳しい弁護士に、ケースに合わせて参加要請し、最適なチームが組める体制となっている。専門性の高いチーム編成が可能現在チームには 90 名近くの弁護士が登録されており、実績としてここ数年は、

法的相談年間 1,000～1,500 件（時間換算すると、直近 3 年間の活動時間数は 1 年あたり概ね 9500 時間）を弁護士に相談している。相談は、児童福祉司と共同した保護者面接、電話、メール、弁護士事務所訪問相談、各児童相談所への出張相談など、日常的にリアルタイムに、かつ頻繁に法的相談が可能な体制である。迅速な法的対応助言あくまで児童相談所においては児童福祉司等がケースワークの主体であって、弁護士の法的助言を受け展開するもの（複数の弁護士に相談し、意見が割れることも実際あり、最終は児童相談所が判断し選択する）

- ➡ 弁護士配置にあたっては、弁護士の常勤配置に限定して義務付けることには反対、長年の大阪弁護士会との実践の中で成熟してきた大阪方式も取りうる制度としていただきたい。

高い経験値のあるベテラン弁護士は法律事務所の運営があるため、児童相談所常勤弁護士には若手弁護士しか充てられないと言われている。

（ベテラン弁護士が任期の間だけ事務所を閉め、任期明けに再開は非現実的）、

大阪府では、常勤配置が義務付けられると、弁護士の関与について「後退」となる。

## ○児童福祉司の資格化について

- ①増加する児童虐待対応、DV 被害者、障がい者の地域生活移行支援、生活困窮者対策等、多様化・複雑化するニーズに対応できる社会福祉専門職の育成が急務
- ②大阪府では昭和 30 年代から、専門職採用を継続してきたところ。併せて体系的な研修体系も構築  
（平成 30 年 12 月現在 府庁全体で社会福祉専門職 528 名、児童福祉司は全員専門職）
- ③大阪府では入庁後、ジョブローテーションにより、児童相談所・本庁・施設等を異動することで社会福祉職としての知見を身に付けたうえで、職員本人の適性等を踏まえ、特定の分野での専門性を深める配属も進めている。（本庁の関係課長 3 名が専門職であり、現場との意思疎通は大変良い）
- ④大阪府では、専門職増員を見越し平成 26 年度から計画的なリクルート活動、各地の大学でのセミナー開催等取り組んできているが、人材の確保が大変厳しい状況。
  - ➡子ども専門の国家資格を持っている人しか児童相談所に配属できないという形態は困難  
まず、専門職採用を積極的に進めること。  
また、OJT も含めた研修体系を充実するなどの人材育成が肝。  
児童相談所では実務経験が大変重要であり、経験 10 年選手に、何らかのインセンティブが望まれる。

# 奥 山 委 員

## 委員提出資料（素案に対する意見）

奥山眞紀子

### A. 全体として

#### 1. 附則に書かれている、児童相談所の強化のための機能分化、通告窓口の一元化、および子ども家庭福祉を担う職員の専門性の向上に関して

「新たな子ども家庭福祉に関する専門委員会報告書」（以下、28年報告書）は法改正の方向性、つまりグランドデザインを示したものである。それに基づいて平成28年改正がなされた。しかし、詳細な部分が詰め切れていなかったり、変革にある程度の時間がかかるものに関して、そのプロセスが詰め切れていないことが附則として残されたものである。従って、目指すべき方向性、つまりグランドデザインは28年報告書である。つまり、「目指すべき方向性」は28年報告書をそのままに書けばよいものである。すぐに実現ことが難しい問題に関して、その実現までのプロセスを議論した内容を記載すべきである。

#### 2. 附則には書かれていないが、必要な点に関して

##### 1) 目黒事件等でスピードを上げる、もしくは特化する必要性が考えられた事項

①ある程度時間をかけて構築していく方向性であった「子ども家庭福祉に関する評価制度の構築」に関しては、目黒事件を受けて、その必要性に関する認識が高まり、早急に対応する必要がある。これも、グランドデザインは28年報告書に記載されている。

②医師の配置を必置にすることに関しては、目黒事件においてその必要性が際立ったものである。

⇒明らかな反対があれば両論併記とすべきだが、安部委員の発言が反対発言なのかどうか、確認が必要。

##### 2) 平成28年改正である程度進める方向性を示したが、予想以上に時間がかかっており、新たな手法が必要となっている事項

⇒この事項は意見が半々にわかれているなら両論を併記し、それぞれの理由を明記すべき。

##### ①中核市の児相設置

附則で5年以内に設置できるよう政府が支援していくとされているが、5年以内に設置は不可能な状況にある。それを進めるためには必置規定を置く必要があるのではないか

##### ②弁護士の配置

弁護士に関しても、「それに準ずる」という記載があることで、配置が進んでいない可能性がある。目黒事件でもその問題が大きな影響を与えていた。

## B. 修正点（見え消し版のページ数で記載）

1. 「市町村の子ども家庭支援の在り方」という大項目を作るべき：「児童相談所の業務の在り方」という大項目に、市町村のことが盛り込まれているのはおかしい。
2. P2（現状と課題）の最初の段落の書きぶりは現状の児童相談所の状況を表していない。現状の児相は保護機能と支援マネジメント機能だけではなく、多くの機能を担わされている。現状に合わせた書きぶりにすべき。
3. P8（目指すべき方向性）では、まず、28年報告書にある児相の機能の機関分化（小さい児相は部署分化もあり得る）を明記すべき。それがグランドデザインである。しかし、現状ですぐにできるものではないのであるなら、それを書いて、プロセスとして、まず部署分化を進めることを書くべき。
4. P8（目指すべき方向性）だらだら書かれていて、しかもほとんどが当たり前のことが書かれており、内容が薄い。項目を立てて、明確に何をすべきか書くべき。
5. P9（対応）これまでの報告書にはモデル的に機関分化を行うことが書かれており、それが可能になるような取り組みを記載すべき。
6. P11（4）中核市・特別区 に関して、最後の行に、「具体化を図る」とあるが、設置の義務化と同様な効果が期待できる具体策を書かねば無責任である。
7. 医師の必置に関して、具体的な反対理由があるなら、明記すべき。確保が困難と言うのは危惧に過ぎない。
8. P13「通告の在り方」の（目指すべき方向性）に関して、28年報告書に基づき、一元化を目指すべき方向性に入れるべき。すぐにできるわけではないということがあるなら、それを明記すべき。
9. P14「通告の在り方」の（対応）には、これまでの報告書やビジョンにも書かれているように、一元化のモデル試行を書き込むべき。またそのために、窓口が児相や市町村になくても可能な制度整備をすべき。
10. P19「専門性の向上」の（対応）には資格化に関する検討会議を設置することを明記すべき。以上

素案

## はじめに

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成 28 年 3 月。以下「平成 28 年報告書」という。）に基づき、2016 年 5 月に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）が全会一致で成立した。

同法においては、子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防という観点から、子育て世代包括支援センターの全国展開、児童虐待発生時の迅速・的確な対応や在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備や要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等、特別区における児童相談所の設置可能化、被虐待児童への自立支援のため、里親委託の推進や自立援助ホームの対象拡大等が講じられた。

こうした改正が行われる一方、平成 28 年報告書において提言された項目のうち、児童相談所の強化のための機能分化として、「虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化」及び「調査・保護・アセスメント・措置機能の強化」、職員の専門性の向上として、「子どもの家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方」などに関する事項の一部は、その在り方に関する詳細な検討が必要と考えられたため、平成 28 年改正法には盛り込まれておらず、改正法附則において検討事項とされた。

※ 平成 28 年改正法附則第 2 条第 3 項 「政府は、法律の施行（2017 年 4 月）後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

また、2017 年 8 月には、「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）において、子どもの権利保障のための児童相談所の在り方として、平成 28 年報告書と同様に、児童相談所の機能分化、支援の必要な子どもの把握及び通告窓口、人材育成、専門性の向上、資格化の可能性等について提言されているが、その方法に関する詳細な検討がなされないままであった。

加えて、2018 本年 3 月に 5 歳の女兒が児童虐待により死亡する痛ましい事例があり、→たこと等を受け社会が衝撃を受けた。→そこで、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組むべく、2018 本年 7 月 20 日には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）がとりまとめられた。また、2018 本年 10 月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。以下「平成 30 年 10 月死亡事例検証報告」という。）において、本事例の検証が行われ、緊急総合対策の本事例を踏まえた効果的な実施等の国への提言がとりまとめられた。

今般、平成 28 年改正法附則第 2 条第 3 項に基づく検討事項を検討するため、社会保障

コメントの追加 [奥山1]: 緊急対策以外の方が重要!!

審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループが設置され、2018年9月から12月まで〇回にわたり議論を重ねてきた。

本ワーキンググループでは、平成28年報告書とそれに基づく新しい社会的養育ビジョンを基本に、緊急総合対策、平成30年10月死亡事例検証報告これまでの検討内容等も踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する全ての子どもが、その健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を有するという考え方を前提として、こうした子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について整理した。

今後、目指すべき方向性に沿って、対応として記載した事項について速やかに取組を進めるとともに、今後、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置をも含め、適切に対応されるべきである。

また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

併せて、子ども家庭相談支援体制の整備に向けては、児童相談所や市町村等の地方自治体はもとより、関係機関なども含めた地域全体での取組が必要不可欠である。

国・自治体・関係機関が、それぞれの役割を着実に果たすとともに、あらゆる地域資源が一丸となって取り組むことが求められるものであり、全ての地域で全ての子どもや家庭が支援され、全ての子どもが健全に育まれるという視点で取組が進むことを願ってやまない。

コメントの追加 [奥山2]: 元の文章はおかしいです。

コメントの追加 [奥山3]: 他人事の印象を与えます

## 1 児童相談所の業務の在り方

### (現状・課題)

これまで、児童相談所<sup>2</sup>は、児童福祉法に基づき「専門的な知識と技術を必要とする全ての相談に乗る」こととなり、保護者と子どもを分離し、保護するという保護機能（通告が受理された事例等の調査・評価・保護等の措置を行う機能をいう。以下同じ。<sup>1</sup>）介入的な機能（以下「危機介入機能」という。）から、や支援マネジメント機能（措置後の事例等のマネジメントを行う機能をいう。以下同じ。<sup>3</sup>）もその一部として子どもや保護者を含めた家庭のニーズに沿って包括的に支援していくという機能（以下「支援機能」という。）までの全ての機能を担ってきた。

こうした保護機能と支援機能（措置後の支援に限らない）については、児童相談所内の部署分け等による機能分化を行ってきており、「初期対応」と「支援」の機能を分けて対応している児童相談所は約35%<sup>3</sup>であり、管轄児童人口や虐待相談対応件数が多

コメントの追加 [奥山4]: 現在の見相は保護機能と支援マネジメント機能だけではなく、障害相談、保健相談等全ての相談を受けている。

<sup>1</sup> 既存の報告書等の記載を要約、引用している場合の用語については、当該報告書等の記載による。

<sup>2</sup> 既存の報告書等の記載を要約、引用している場合の用語については、当該報告書等の記載による。

<sup>3</sup> 「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」（平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

い児童相談所において機能分化の体制が採用される傾向がある。

また、市町村においては2004年の児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第150号。以下「平成16年改正法」という。）に子どもと家庭に関する各種の相談を受けることとされ、平成28年改正法により、妊娠期からの切れ目ない相談体制を整備するため、子育て世代包括支援センターの全国展開や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進などの市町村における相談体制の整備も進められてきており、児童相談所と市町村をあわせた地域の相談支援体制の充実を図ってきている。

平成28年報告書において、

- ・虐待通告数が増大している現状において、対応の限界にきており、児童相談所の機能強化が必要であること
- ・保護機能（調査・保護・アセスメント機能）と支援マネジメント機能を同一機関が担うことによって、保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇され、**場合によっては子どもを死に至らしめるといった事態が生じているという指摘があること**
- ・親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないという指摘があること

コメントの追加 [奥山5]: 正確に引用すべきです。

一<sup>等</sup>から、児童相談所の通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能に関して、高度に専門的な機関として担うためには、その機能を分離すべきであると提言され、その際、ニーズに基づく相談機能を市民に身近な市区町村が中心となって担うことが望ましい、とも記されている。それを前提に、児童相談所の機能は、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置し、通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例の支援マネジメントを行う機能を別の機関で行うと言った体制整備が必要であるとされた。ただし、小規模自治体の児童相談所では機関の分離を行わず、組織の分離の方が効率的な場合もあるとされた。

加えて、保護機能と支援マネジメント機能の強化に関しても提言されている。

書式変更: インデント: 左 2 字, 最初の行: 1 字

また、行政機関である児童相談所や市区町村の業務内容は児童相談所運営指針や市町村児童家庭相談援助指針（現、市区町村子ども家庭支援指針）によって示されているものの、そのサービスの質が自治体によってばらつきが大きいことが各種統計資料などから指摘されてきた。しかし、これらの行政サービスに対する評価を行う仕組みは各自治体単為でしかなく、自治体のサービス水準を全国的に標準化することは困難と言える。そこで、自治体が行う子ども家庭相談支援が全国どこ自治体においても高い水準を保つためには、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がされている。等から、児童相談所の調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化さ

書式変更: インデント: 最初の行: 2 字

「初期対応」は「主に「受付・受理」から「援助方針の決定」までの業務のすべてもしくは一部を担うもの」、「支援」は「主に「援助の実行」以降を担うもの」として調査を実施。

せること（機関分化もしくは部署の分化）が提言されている。

—また、行政サービスにおける自治体のサービス水準を標準化するという観点から、自治体が行う子ども家庭相談支援が全国どこの自治体においても高い水準を保つため、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がされている。

—さらに新しい社会的養育ビジョンにおいても、機能分化に関しては、上記の提言が踏襲されており、更に、第三者評価に関しては、児童相談所を含めた全ての児童福祉機関の評価を行う機構の創設が求められている。

コメントの追加 [奥山6]: 正確に引用すべき。恣意的に部分だけ取り出すことは許されないことである。

加えて、児童相談所における専門的な体制の強化という観点については、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・関係機関や医療機関からの情報提供に対して的確に判断できるよう、児童相談所職員のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士等の専門職の常勤配置をこれまで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
  - ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの検討
- という指摘がされている。

#### (主な議論)

本ワーキンググループにおいては、これまでの指摘、特に、危機介入的な関わりにおいて十分対応できておらず、適切に保護危機介入機能を果たせていないについて十分対応できていない児童相談所があるという指摘も踏まえ、保護者との支援関係を結ぶことや維持することができなくなることを危惧するために子どもの最善の利益を考慮した保護を行うこと支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇するというようなことをなくすためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

①—児童相談所における機能をどのように考えるかという点については、

- ・児童相談所を行政機関の一部ではなく、専門機関として整備すべきという意見もあった。

—国際的な歴史をみても相談（Guidance）機能と保護（Child Protection）機能を同じ機関で行う形になっていない。日本はそれを一つの機関で行っていることで無理が生じている  
という意見があった。

28 年報告書に提示された、保護機能と支援マネジメント機能の機能分化の在り方については、

- 国際的な歴史をみても相談（Guidance）機能と保護（Child Protection）機能を同じ機関で行う形になっていない。日本はそれを一つの機関で行っていることで無理が生じている。現状の児童相談所は保護機能が中心になっており、相談機能はできるだ

け市区町村やその他の機関に移し、措置した子どもの支援マネージメントのみを児童相談所の機能として、残し、機関分化、部署分化を進めるべきである。

という意見がある一方、

- ・28年報告書には反対で、危機介入を含む保護危機介入機能とその他の支援機能は、子どもの権利擁護を図ることを基盤として、並行して行う必要があることから、同じ組織内での意思決定という枠組みが必要
- ・は維持しつつ、通告を受けた後の初期対応について迅速な対応やアセスメントの客観性の担保のため、児童相談所内で保護機能を担う部門と支援マネージメント機能を担う部門で部署を分けることが必要であるが、円滑な引継ぎが重要であることから、児童相談所内での機能分担を進めることで対応することが必要であり、
- ・その際、児童相談所と別の支援セクションを市区町村子ども家庭総合支援拠点に設け、送致や指導委託措置を活用するといった方法も考えられること  
という意見もあった。

また、具体的な方法に関しては、

- ・こうした機能を適切に行うための組織の再編成などのビジョンを都道府県ごとに持って取り組んでいくことが必要であり、その際の機能分担の方法は児童相談所所管内人口の規模や児童虐待の対応件数、児童相談所の設置自治体の特性等に応じて各地域に合った方策としていることが必要であり、各都道府県でこうした方策の検討が進むよう、国は機能の再編や分化を阻害している法令や通知を見直し、一定のガイドライン色々なモデルを示すことが必要

との意見があった。

一方で、

- ・児童相談所内での機能分担だけでなく、都道府県内の一部の児童相談所を保護機能のみを担う機関とするなど保護機能と支援マネージメント機能を担う機関を分けられる枠組みをつくるべき
- ・保護機能と支援マネージメント機能を一つの組織で担うことにより、ケースに対するスピード感を保てるほか、一時保護した後に同じ地域にある市町村と共に支援することができることから、保護機能のみを有する組織に分けることは反対

との意見があった。

また、児相の機能をスリム化するために、支援マネージメント機能以外の相談・支援機能をできるだけそとに出すために、

- ・支援は主として市町村が担うこととともに、併せて民間委託を進めることにより、児童相談所は主として保護機能を中心とした機関としていくことが必要
- ・児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託を進めることが必要
- ・障害相談等の虐待対応以外の相談機能は、民間機関を含め児童相談所以外の機関でも担うことができるような制度を整備すべき

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1.87 字,  
左 0 字, 最初の行: -1.87 字

という意見があった一方、

- ・新しい社会的養育ビジョンでは、要保護性の高い障害児が増加していることから、社会的養護を必要とする障害児を社会的養護の対象としてきちんと扱わなければならないこととされている。要保護性の低い障害相談は児童相談所の業務から外すべきであるが、社会的養護として障害も対象となること重視すべきである。

という意見があった。さらに、

- ・市町村における相談体制強化は在宅支援サービスの充実を図ることが重要。その際、在宅サービスの提供に際して、措置費と同様の公費が支払われる枠組みが重要。

—また、児童相談所の機能強化を図るという観点から、

- ・**保護危機介入**機能を適切に行うためには、ケースの深刻さ等についての確に把握するための体制を整えることが重要
- ・**児童相談所における通告を受けた後の対応を適切に行うためには、ケースのリスクやセーフティ、法的妥当性を的確に把握するため、高度な専門性を有するスーパーバイザーと常勤弁護士の体制を整えることが重要**

②児相の（第三者）評価に関しては、

28年報告書およびビジョンには児相を含めた全ての児童福祉機関の評価機構の必要性が書かれており、その工程も記載されているが、目黒事件の検証報告書でも「児童相談所の専門的体制・・・その実効性を確保するための仕組みの検討」が提言されている。

- ・児童相談所の質の標準化を図るため、質を評価するための第三者評価の枠組みの構築が必要、評価機構を創設することが必要
- ・**第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、評価機構を創設し、どこの地域でも同じように子どもの権利が守られることを目的として、全国共通の評価項目と評価基準を策定し、評価者間のバラツキが生じないような評価体制の構築が必要**
- ・第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、各地域の実情も踏まえた評価の枠組みが必要

加えて、

- ・支援機能は主として市町村が担うこととするとともに、併せて民間委託を進めることにより、児童相談所は主として**保護危機介入機能を中心とした機関としていくことが必要**
- ・**児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託を進めることが必要**
- ・**障害相談等の虐待対応以外の相談機能は、民間機関を含め児童相談所以外の機関でも担うことができるような制度を整備すべき**

という意見があった一方、

- ・新しい社会的養育ビジョンでは、社会的養護として障害児をきちんと扱わなければ

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

コメントの追加 [奥山7]: 具体的に何を言いたいのか意味不明

コメントの追加 [奥山8]: この文章は、資質の向上のところで弁護士のところに入れるべき。

書式変更: インデント: 左: 0 字, 最初の行: 1 字

ならないこととされており、他の機関において対応した方が効率的でかつ当事者の利益になるものを分担することは考えられるが、障害相談そのものを児童相談所から全部外すことはありえない

という意見があった。さらに、

・市町村における相談体制強化は在宅支援サービスの充実を図ることが重要。その際、在宅サービスの提供に際して、措置費と同様の公費が支払われる枠組みが重要。

・児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託を進めることが必要

・保護危機介入機能の強化には、一時保護所に係る体制強化をあわせて行うことが必要

などの意見があった。

②③—さらに、弁護士の配置については、

・弁護士について平成28年改正法において、弁護士の配置等が規定された後、常勤弁護士の配置が進んでいない現状を踏まえ、常勤弁護士の必置配置を義務づけ、すべきそのための予算を確保すべき

という意見があった一方、

・常勤弁護士の配置以外の方法であっても、弁護士がケースに的確に関わっている自治体もあり、常勤弁護士を配置することにより、財政的問題からその形式が崩れている地域もあり、地域の実情に応じた方法をとるべきであり、常勤弁護士の配置を義務づけることには反対

・専門的な視点を踏まえたソーシャルケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

③④医師の配置については、

・常勤医師の必置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・児童相談所に常勤医師がいた方がよいが、公衆衛生の医師の確保は実際は難しい

・臨床医は現場を離れることを敬遠するため、医師の確保はとても難しい

・既に全国の児童相談所に複数の医師が配置されており、多くは障害手帳の判定のためであり、虐待対応等に医師が関与する医師を配置するなど、活用の在り方を考えることが重要

・現在、常勤として採用されている医師を見ると、小児科医でも虐待をする親の精神病理が判断できるようになってきており、児童精神科医でも虐待の傷の状況がわかるようになってきている。採用されればどちらでも対応できるようになると考えられる。

・小児科医と児童精神科医の両方を雇用している自治体（大阪）がある。

という意見があった。

④中核市・特別区における児童相談所設置について、

このほか、

・増大する通告へ対応するためにも、児童相談所の数を増加させることの必要性を検討すべき

という意見があった。また、

・、特に、中核市・特別区における児童相談所の設置をの義務化について検討すべき  
という意見があった一方、

・中核市・特別区における児童相談所設置の促進はすべきだが、設置が進まない要因  
の分析や国の財政支援などが先であり、直ちに義務化することには疑問がある

・中核市・特別区に児童相談所が設置されることに伴う、周りの地域の対応への影響  
の整理が必要

との意見もあった。

また、このほか、措置をした子どもの自立支援について、市町村も含めて取組を推進すべきとの意見もあった。

(目指すべき方向性)

児童相談所における~~いて~~、児童虐待の相談対応件数の増加に伴い、通告に対する~~応じた~~初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要~~に~~に応じて~~保護危機介入を行うことが機能も~~含めた対応ができる体制が必要とされてきている。これに対応するため、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇~~することなく~~保護~~介入~~することができる体制整備が求められる。なおまた、体制整備に当たっては、児童相談所のみならず、一時保護の体制整備についても~~向けた~~検討を進めることが必要である。

このため、国において、保護機能も含め適切な対応がとれるよう、保護機能と支援マネジメントの機能に応じて機能を分離したり、小さな児童相談所では~~た~~部署を分けるなど、~~や~~保護の際に異なる職員での対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて方向性を示した上で、各都道府県等において、体制整備の方法を検討し、保護危機介入機能も含めた対応ができるための取組を明らかにし、体制整備を進めるとともに、行政組織内だけでなく、第三者の視点も踏まえた見直しが進められるような仕組みが必要である。

あわせて、地域で保護から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制とするためには、児童相談所の体制整備のみならず、市町村における相談や支援機能できる体制を強化し、児童相談所と市町村や民間機関が連携・共働しながら、地域全体で子どもや家庭を支えることができる枠組み地域で介入から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制整備をとして進めていくことが必要である。

こうした取組を進めることにより、児童相談所は主として保護機能や支援マネジメント機能を担う専門的な機関として、市町村は子どもの身近な地域で継続的な相談・支援を担うものとして、平成 28 年改正法において明確化された地域での役割分担に基づく機能を充実・深化させていくべきである。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が進められるよう、具体的には、まずは以下のような取組を進めるべきである。

併せて、児童相談所及び市町村における体制整備に関しては、緊急総合対策に基づき人員体制の強化及び必要な財政措置等を講ずるべきである。

また、措置解除後も含めた子どもの自立支援に関しては、引き続き検討を進める必要がある。

(対応)

(1) 都道府県等における保護危機介入機能も含め適切な対応等がとれるようにするための体制整備

① 保護危機介入機能も含め適切な対応が可能となるような体制整備等に関する計画策定

・保護危機介入機能も含め適切な対応がとれるよう、保護機能介入と支援マネジメントの機能に応じた機関の分離や部署分け等により、保護介入の際に異なる職員での対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において、上記が可能になるような法的整備を含め、方向性を示す。~~について各都道府県等において検討し、計画を策定する。~~

・~~各都道府県等において、国において示した方向性を踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。~~国においては、こうした方向性を示し、各都道府県等における検討が進むよう支援する。

② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

・児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、常勤弁護士の配置の推進等による日常的に弁護士が関与し、と共に対応できるような体制整備を推進する。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見があった。~~と一方で、「これまで非常勤で体制を作ってきたところは、常勤弁護士の必置とするにはと、これまでの体制が崩されるので、現状では困る。現状では、反対であり、配置方法にかかわらず日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要が可能であればよい」という意見の両論ほもあったものの、常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見の一致を見たところであり、これらの両論を踏まえ現状での危機に対する財政的な対処を行い、法律令上の措置の検討を含め体制強化の推進方策の具体化を図る。~~

③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師等と共に対応できるような体制強化

・児童相談所において医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に医師等が関与し、共に対応できるような体制整備を推進する。

コメントの追加 [奥山9]: 本ワーキングで方向性を明示すべき。

コメントの追加 [奥山10]: 県に一人なのか、全ての児相に一人なのか、人口〇〇人に一人なのか議論する必要がある。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤医師を必置とすべき」という意見があった。  
と「常勤医師の必置には反対であり、虐待対応等に関する医師の在り方を考えることが必要常勤医が確保できない懸念がある」という危惧が表明されたものの、必要性に関しては一致しており、法的整備を含め、意見の両論はあったものの、常勤医師等の配置を促進することが望ましいという点においては意見の一致を見たところであり、これらの両論を踏まえ、体制強化の推進方策の具体化を図る。

#### ④③ 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

- ・児童相談所の業務について、P D C A サイクルにより業務を見直し、どの地域においても子どもの権利が守られることを目的に質の確保・向上が図られる質を高められるよう、業務（一時保護所を含む。）について機構を設置して自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に段階的に取り組む。
- ・具体的には、既に取り組んでいる自治体の取組例等も参考とし、国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないように、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けて取り組む。

#### ⑤④ 保護危機介入機能を強化するための研修等の充実

- ・児童福祉司における義務研修（スーパーバイザー研修を含む。）において、保護危機介入機能に重点をおいた内容とするなどの充実を図るほか、国において保護危機介入機能と支援マネジメント機能の研修を分離してに着目した研修を実施する。

#### ⑥⑤ 児相ではなくてもできる機能の分離

##### i) 障害相談等を他の機関の業務とする

・児童相談所の機能は専門性を必要とする全ての相談に乗るという曖昧な機能となっている。法的に児相の機能として第一に子どもの権利を守る保護機能であることを明記して、できるだけ児相の機能をそちらに特化していく。

・その際、要保護性のない障害相談、手帳の判定、保健相談は児相以外の機関の業務とする。

##### ii) 民間委託の推進

- ・児童相談所が行う業務のうち、外部への委託により効果的に行うことが期待される業務（里親養育支援、電話案内受付業務、保護者支援プログラム、安全確認業務<sup>4</sup>等）の民間団体への委託を推進する。

#### ⑦⑥ 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

・地域におけるきめ細かな対応を進めるため、平成 28 年改正法附則において、「政府は、(改正法) 施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする」とされているが、中核市における設置が進んでおらず、より一層の設置促

コメントの追加 [奥山11]: 機構の第三者評価では自己評価は必須であり、あえて書く必要はない。

書式変更: フォント: (英) MS 明朝, (日) MS 明朝

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 3 字, 最初の行: -1 字

<sup>4</sup> 児童相談所の責任のもとで、子育て支援を担う民間団体や機関等によるサービスにつなげるためのアプローチによることが望ましいと判断される場合に、これらの団体や機関に安全確認を委託することをいう。

進策を講じることが必要である。

・中核市・特別区における児童相談所の設置促進を図るためには、「設置の義務化」を図るべき」という意見と「設置が進まない要因分析や国の財政支援などが先であり、設置の義務化については慎重に検討すべき」という意見の両論はあったものの、より一層の設置促進策を講じることが必要であるという点においては意見の一致を見たところであり、これらの両論を踏まえ、法令上の措置の検討を含め国による更なる設置促進策の具体化を図る。

・地域におけるきめ細かな対応を進めるため、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進を図られるよう、人材育成支援にかかる補助の拡充等により、より一層の支援の充実に取り組む。

## (2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化

### ① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。
- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。

### ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・国はそのための財政的支援を含んだ基盤整備を行う。
- ・市区町村に下記資格を持ったスーパーバイザーを配置する。
- ・児童福祉司指導の市町村委託に関して、委託元の都道府県が費用負担を行う制度を構築する。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことにより、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

### ③ 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化

- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。
- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 0.85 字,  
左 2.01 字, 最初の行: -0.85 字

~~方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。~~

### ③ 民間を含めた地域資源の充実

- ・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用した在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

## 2 要保護児童の通告の在り方

### (現状・課題)

現在、児童虐待等に関する通告は、児童相談所と市町村のいずれもが受理する体制となっている。平成16年改正法において、児童相談所の児童虐待相談対応件数や緊急事例の急増等、質的にも量的にも極めて厳しい状況に置かれ、十分な対応が困難となっていたこと、また一方、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、制度上、児童相談所が担うこととされている幅広い相談業務の全てに対応しきれなかったことを踏まえ、都道府県と市町村の役割を見直し、子どもと家庭に関する各種の相談全般を一義的に市町村において受け止めることとし、市町村が通告窓口として追加されている。

児童虐待相談対応件数は、児童相談所では約13万4千件（2017年度）、市町村では約10万7千件（2017年度）と増加し続けている。

平成28年報告書において、

・通告する側に緊急度の判断を求め、通告先の選択を強めていること

・泣き声通告や面前DV通告など増大する虐待通告に対する児童相談所における安全確認・調査の業務量が膨大となっていること

等から、各都道府県に1か箇所、通告窓口を一元化し、緊急性の判断やその後の対応について判断し、初期対応機関を児童相談所か市町村等へ振り分ける機関の設置をするべき、その際には、市町村への通告、相談を妨げるものではないが、併せて一元化された通告を受理する機関への通告も行う等の指摘がされている。

また、新しい社会的養育ビジョンでは、上記を踏襲した上で、「国は、海外での実践例なども参考にしながら、早急にモデル事業等を行い、その在り方を提示し、児童相談所や市町村以外の一元化された窓口を担う職員の研修を構築し、その事業への支援を行うべきである」とされている。

### (主な議論)

本ワーキンググループでは、こうした指摘も踏まえ、通告が増加する中、行われた通告に対して、確実に適切に対応するためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

通告を受ける体制については、

・専門的にスクリーニングを行う通告窓口を都道府県に1か箇所設置し、その機関が市町村、児童相談所へ振り分ける仕組みが必要

・泣き声通告や面前DV通告などは、市町村が関連する情報を把握しているにもかかわらず、あまり情報を持たない児童相談所が安全確認調査を行っており、ミスマッチとなっている。通告を受けた機関が必ずしも安全確認の調査を行わなくてもよい柔軟な

コメントの追加 [奥山12]: 正確に引用すべき。

仕組みとなるよう、法改正も含めて検討すべき

・市町村が安全確認の調査を行うに当たっては、職員の専門性や人員を十分確保すべき

という意見があった一方、

- ・相談対応件数が極めて多い現状を踏まえ、専門性の高い人材を相当程度配置する必要がある窓口の設置は現実的ではない
- ・保健センターや保健所、学校等に身近な通告先である市町村の役割は重要であり、通告窓口を都道府県に1か箇所<sup>カ</sup>に集約することは反対
- ・児童相談所と市町村で危険度に関する共通認識を持ち、情報共有しながら必要に応じて送致するなどの双方向のマネジメントを機能させることが重要

との意見があった。

このほか、

- ・受けた通告を適切にインテークできるような者を通告先に配置することが必要
- ・児童相談所に面前DV通告等が集中しており、その後の対応が十分できなくなっていることが課題であり、現行法でも可能である児童相談所が受けた通告の安全確認を市町村に依頼することなど、通告そのものではなくその後の対応を含めた体制として考えるべき
- ・児童相談所と市町村が市町村送致の際の参考として用いている共通リスクアセスメントツールについて妥当性や信頼性使いやすさについて疑問があること、そもそもツールを使えるだけの専門性が必要との意見があり、見直しが必要

との意見があった。

また、児童相談所への通告が増大している現状について、

- ・児童相談所へ集中している警察からの通告をトリアージすることが必要
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、通告の窓口と相談の窓口は分けるべき

との意見があった。

(目指すべき方向性)

現状の法律では、児童相談所と市区町村の両方が通告窓口となることが明記されているが、窓口を一元化したい自治体ではそれができるような法整備を行う。

まずは市町村、児童相談所、もしくは一元化された窓口のいずれが通告を受理した場合でも、通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要である。特に、通告が増大する中、ケースを的確に振り分け、いずれの機関が通告を受理しても必要な対応が的確にできるようにするための体制整備を、効率化の方策等も含めて進めることが必要である。とりわけ、市町村、児童相談所がそれぞれの役割が十分果たせるようにするための体制強化が必要であるとともに、ともに協働しながら対応できるようにしていくための意識作り、枠組みを継続的に構築することが重要である。

こうした取組を進め、通告から通告を受けた後の初期対応等まで、最も的確で効果的な対応をとるために必要な体制について、検討を進めるべきである。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が図られるよう、具体的には、まずは以下のような方策を進めるべきである。

(対応)

(1) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

① 通告窓口の一元化が行えるような法整備—

現状では法的に、児童相談所と市町村の両方に通告できている。窓口を一元化したい自治体ができるような法整備を行う。

② 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

- 市町村、児童相談所、一元化された窓口が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りが行えるよう、研修を新たに実施する。

③ 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

- 市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、事前に協議し、ガイドラインなどの策定に向けた取組を推進する。
- 緊急総合対策に基づき、児童相談所に市町村支援のための児童福祉司の配置を進め、上記ガイドライン策定に向けた取組など市町村と児童相談所との連携体制強化を図る。
- 国においては、上記ガイドラインのモデル案や、策定に向けた行程や活用方法等を示すとともに、児童福祉司等に対する義務研修に盛り込む。さらに、市町村支援のための児童福祉司の活動ガイドラインの策定や、当該児童福祉司向けの研修を行う。

④ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

- 児童相談所が通告を受理した後の安全確認は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の6及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条第2項により市町村等の他機関に依頼することができることを踏まえ、児童相談所における面前DV通告に関する振り分けを行う体制、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村担当支援児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の初期対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。
- 国において、面前DV通告への対応に関する市町村、児童相談所におけるガイドラインの策定、活用方法等を示す。

⑤ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

- 市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成されているリスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するとともに、アセスメントツールが補助的に使われるものであることなどその活用方法の在り方等を含め検討し、市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す。

(2) 市町村の子ども家庭相談体制強化、要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化（再掲）

書式変更: フォント: (英) MS 明朝, (日) MS 明朝

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

・市町村の子ども家庭相談の財政基盤を強化する

・児童福祉司指導を市町村へ委託する場合の費用を委託元である都道府県が支出する制度を構築する。

・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

~~・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。~~

・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。

~~・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。~~

### (3) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進めるため、システム整備に当たって必要なガイドライン等の策定を行うなど、国において必要な支援を行う。

### (4) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

~~・本ワーキンググループでは、通告窓口を都道府県に1か箇所を集約すべきという意見もあったことから、上記(1)～(4)の取組状況等を踏まえ、行われた通告に対して確実に適切に対応するためのより効率的かつ効果的な方策について引き続き検討する。~~

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1字, 左 2 字, 最初の行: -1 字

## 3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

### (現状・課題)

児童相談所の職員については、平成 28 年改正法に基づき、2017 年 4 月より児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を含む。）について、国の基準に適合する研修の受講の義務づけのほか、スーパーバイザーについて、児童福祉司としておおむね 5 年以上勤務した者でなければならない旨を法律上規定した。

また、児童心理司及び医師又は保健師の配置、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行う旨を規定した。

市町村の体制については、2017 年 4 月から市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職の配置の義務づけ、市区町村子ども家庭総合支援拠点の

設置の努力義務化を行った。

平成 28 年報告書において、子ども家庭支援に当たる職員の専門性向上は重要な課題であるが、研修を受講しただけでは研修が身につけているかが判断されておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況だったこと等を踏まえ、

- ・子ども家庭支援に当たる指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭福祉に関する専門の相談員として新たな公的資格を創設することを検討すべき
- ・国の資格創設に時間がかかるようであれば、早急な対応を図るため、介護支援専門員（ケアマネージャー）資格同様、都道府県による資格とすることも考えられる。
- ・資格は、①一定の基礎資格を有する者であって、②5年程度の児童福祉に関する実務経験（児童相談所、市町村、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー等）を有するものが、③試験（単なるペーパーテストではなく、ケースレポート等を含む。）に合格した場合に付与することが考えられる。基礎資格については、ソーシャルワークを基盤とするものの、心理的見立て、子どもの心身の健康と発達の保障を必要とすることから、社会福祉士や精神保健福祉士の資格に加えて、心理師と保健師も考えられる。児童相談所のみならず、市町村、社会的養護、民間団体等で広く活躍できる資格とする。医師も基礎資格とすべきかどうかに関しては両論が存在した。資格創設に当たっての移行措置として、当面、上記②の実務経験を有する者は、一定の研修を受講した上で、上記③の資格試験を受けることができるようにする必要がある。資格には有効な期限を設け、更新する制度とするとの意見があった。
- ・上記のような資格については、関係学会が中心に検討すべきとの指摘がされている。

緊急総合対策においては、現行の児童相談所強化プラン（2016 年度～2019 年度）を見直し、2019 年度～2022 年度において、児童福祉司の配置標準を見直し、約 2,000 人程度の増員を図ること、児童心理司等の児童相談所の職員の増員等に加え、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進等のほか、児童相談所・市町村における専門性の強化などの体制強化を行うことが盛り込まれている。

- なお、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、
- ・虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと
  - ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの検討
- という指摘がされている。

#### （主な議論）

本ワーキンググループでは、現状・課題で示された指摘も踏まえ、緊急総合対策で児童福祉司等を増員していく中、児童福祉司等の児童相談所職員の資質向上を図るため

の方策や、地域としての対応力を高めるための市町村職員の資質向上を図るための方策等について議論を行った。

①児童相談所の職員の資質の向上については、

- ・都道府県ごとに採用計画・人事計画に関するビジョンを持つことが重要
- ・人材育成に当たっては、広い分野の一般知識や技術と同時に、特定分野についての深い知識や技術を持つT型人材の養成を図るべきであり、T型人材を養成するために、児童相談所や子ども家庭相談部署を中心に他の部署に異動した後に再度着任する人事など、都道府県等において人材育成の長期計画を検討し、都道府県社会的養育推進計画等に位置づける必要がある

という意見があった。

児童福祉分野の資格化については、

- ・児童福祉司の増員時期に当たり、まず市町村において、スーパーバイザーの資格と共通のスーパーバイザーの資格を創設し、その後児童福祉司の資格化を行うべき、そのためにも期限を区切って検討すべき

という意見があった一方、

- ・資格化については、相当長期で考える必要があり、資格化すれば課題は全て解決するものではない
- ・社会福祉士や精神保健福祉士などの既にある国家資格を活用すべきであり、カリキュラムの充実が必要
- ・社会福祉士や精神保健福祉士では子ども家庭支援の現場には不十分であるという意見もあった。
- ・資格化がない現状ではプロ意識に問題があるという指摘があった。

- ・児童福祉司の任用資格については、働いてから資質の有無が分かることが多いため、できるだけ間口を広くするべき、また、国家資格が基礎にない職員についても、相談業務に従事したことなどの実務経験等をベースに考えるべき

・児童相談所等の職員の個々の人材の資格化よりも組織としての資質を評価すべきという意見があった。

また、

- ・児童心理司の配置標準について法令に定めるべき等の意見議論があった。

—さらにまた、弁護士配置については、

- ・平成 28 年改正法において、弁護士の配置等が規定された後、常勤弁護士の配置が進んでいない現状を踏まえ、常勤弁護士の必置を義務づけ、そのための予算を確保すべき

という意見があった一方、

- ・常勤弁護士の配置以外の方法であっても、弁護士がケースに的確に関わっている自治体もあり、常勤弁護士を置くことにより財政的にその体制が保てなくなることから、地域の実情に応じた方法をとるべきであり現在の財政の状況では、常勤弁護士の配置を義務づけることには反対

・専門的な観点を踏まえたソーシャルワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要  
との意見があった。

また、医師の配置については、

・常勤医師の必置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・児童相談所に常勤医師がいた方がよいが、公衆衛生の医師の確保は実際は難しい

・臨床医は現場を離れることを敬遠するため、医師の確保はとても難しいという危惧があった。

・既に全国の児童相談所に複数の医師が配置されており、虐待対応で医師が関与するなど、活用の在り方を考えることが重要

という意見があった。

・弁護士、医師について常勤配置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・専門的な観点を踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

—スーパーバイザーについては、

・客観的な資質の向上に資するよう、既存の国家資格とは別に新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格を創設し、資格を取得した人のみをスーパーバイザーとすべき。その際の待遇改善などのインセンティブも必要

という意見があった一方、

・新たな資格を作っても定着するには時間がかかる上、子ども分野だけの資格を作っても取得する人はおらず、子ども家庭福祉だけに特化した資格化には反対

・児童相談所の職員は異動による行政機関内の任用が前提とされていることを踏まえ、行政組織内でのステップアップなどの資質向上の方策を検討すべき、また、児童相談所内のみならず、行政組織全体での人事異動も含めたキャリア形成を考える必要がある

という意見があった。

また、

・スーパーバイザーの資質向上の観点から、現行の要件だけではなく、より幅広い経験を積んだことを評価する仕組みや研修の修了要件を課すこと等の資質向上策も検討すべき

等の議論があった。

②市町村の職員の資質向上については、

・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の資質の向上が必要

・市区町村子ども家庭総合支援拠点の促進による職員の質・量の向上を図ることが必要

といった意見のほか、

コメントの追加 [奥山13]: 医師の仕事の内容について全く分かっていない意見であり、これをここに書くのは恥ずかしいと思います。

・市町村においても、児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材の配置の義務化が必要

という意見があった一方、

・全ての市町村に児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材を配置することは困難。児童相談所による市町村支援等を組み合わせて、ともに地域における対応力を上げる取組が必要

等の意見があった。

#### (目指すべき方向性)

児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、それぞれの資質向上が必要である。児童相談所、市町村の職員の増員といった量的な整備と併せて、質の向上も進める必要がある。体制整備については、緊急総合対策に基づき人員体制の強化とそれに必要な財政措置を講ずることが求められる。

その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進することも必要である。

子ども家庭相談を担う人材、特にスーパーバイザーに関しては、実務経験や専門性を十分に有する人材を養成する必要があるほか、こうした資質について客観的に把握できるようにするための枠組みとして資格化等について議論を行ったが、資格のカリキュラム等の創設には時間がかかることから、期限を決めて資格の在り方を提示することが必要である。求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があることから、資質を把握するための具体的な要件として、その手法やどのような実務経験を求めることとするか、義務研修の位置づけについてどのように考えるか等引き続き検討が必要と考える。

このため、こうした引き続き検討が必要な事項について、期限を決めて、確実に検討を進めるとともに、国、都道府県及び市町村においては、まずは以下のような取組を進めるべきである。

#### (対応)

##### (1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

###### ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制の強化

・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。

###### ② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。

・スーパーバイザー要件について、児童福祉司としての業務経験おおむね5年以上及び上記要件に加えて、求められる要件について引き続き検討する。

###### ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

・児童福祉司、児童相談所長の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

###### ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

コメントの追加 [奥山14]: こんな意見でてましたっけ？

⑤ 法的・~~医学的~~な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士・~~医師等~~と共に対応できるような体制強化 (再掲)

・児童相談所において法的・~~医学的~~な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定にいて、日常的に弁護士・~~医師等~~が関与し、と共に対応できるような体制整備を推進する。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見と「現状の財政的な問題から常勤弁護士を採用することにより、これまでの体制が崩されるため、現状では常勤弁護士の必置には反対であり、配置方法にかかわらず日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要」という意見の両論はあったものの、常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見の一致を見たところであり、これらの両論を踏まえ、法律上の措置の検討を含め体制強化の推進方策の具体化を図る。

⑥ ~~医学的~~な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師等と共に対応できるような体制強化 (再掲)

・児童相談所において医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に医師等が関与し、共に対応できるような体制整備を推進する。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤医師を必置とすべき」という意見と「常勤医師の必置には反対であり、虐待対応等に関与する医師の在り方を考えることが必要の確保が難しい」という意見の両論懸念の表出はあったものの、常勤医師等の配置を促進することが望ましいという点においては意見の一致を見たところであり、これらの両論を踏まえ、体制強化の推進方策の具体化を図る。

⑦ 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上と、それを客観的に把握できる枠組みを検討する必要がある。

・その具体的な枠組みとして、「新たな国家資格を創設すべき」という意見と「社会福祉士等の既存の国家資格の活用促進や充実を図るべき」という意見の両論はあったものの、これら人材の専門性を向上させる必要性及びその具体的な方策について更なる検討が必要であるという点においては意見の一致を見たところであり、その在り方について、専門的に検討する場を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

書式変更: インデント: 左: 3 字, ぶら下げインデント: 0.87 字, 最初の行: -0.87 字

(2) 市町村の専門性向上のための体制整備

① 市町村の子ども家庭福祉の体制強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者配置促進等による資質の向上 (再掲)

・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 0.87 字, 左: 3 字, 最初の行: -0.87 字

児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

- ・緊急総合対策に基づく要保護児童対策地域協議会の調整担当職員について、専門職の配置を促進するための措置を講ずる。
- ・~~緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。~~
- ・国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

#### ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進（再掲）

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・市区町村にスーパーバイザーを設置する。
- ・措置委託に対して
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことによる設置促進を図る。

## 4 子どもの権利擁護に関する仕組み等

（子どもの権利擁護に関する仕組み等について）

平成 28 年改正法において、2016 年 10 月より児童福祉審議会については、関係行政機関に加えて、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる旨規定した。

また、新しい社会的養育ビジョンにおいて、

- ・代替養育においては、子どもの意見表明権の保障が重要であり、担当のソーシャルワーカーが特定した代替養育の場が子どもにとって必要かつ適切なものであるか否かについて聴取されるべきであることから、子どもの意見表明権を保障するために、子どもの年齢にかかわらず、子どもの希望も踏まえ、必要に応じてアドボケイトをつける制度が求められる

との指摘がされている。

さらにまた、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

という指摘がされている。

本ワーキンググループにおいて、

- ・子どもの声を十分に反映させるためのアドボケイト制度の創設が必要

- ・乳幼児も含め子どもの声を代弁し届け、子どもの最善の利益を実現するアドボケイターが必要
- ・児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要。

との意見があった。

また、子どもの権利を守る観点から、協同面接について、

- ・~~協同面接において、検察司法~~や警察が行った場合の資料を児童相談所も適切に活用できるようにすることや、新たな機関創設による連携強化が必要

との意見があった。

このため、

平成 28 年改正において、児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられる時には、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申し立てができるようになっているが、その周知をはかる必要がある。

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

- ・児童虐待を受けた子どもなどが自ら意見を表明できる機会を確保するため、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築し、全国展開を図る。国においては、ガイドラインの作成・モデル実施等を行い、全国展開に向けた取組を行う

代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について、先行事例の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえたモデル実施を行った上で、期限を定めて、全国展開に向けた必要な取組を進める

ことが必要である。

# 清 水 委 員

# 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた ワーキンググループ報告書素案に対する意見

山口県健康福祉部こども・子育て応援局

こども家庭課 清水 義弘

## 1 児童相談所の業務の在り方

### (1) 都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備

#### ① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定

保護機能と支援マネジメント機能を分けることや専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備に関する計画を策定するためには、児童相談所の管轄人口や児童虐待相談対応件数、職員体制、各自治体における独自の取組等を考慮し、地域の実情にあった最も適切な方法が検討できるよう、国において、考え方の整理とそれに基づく具体的な手法の提示を行う必要がある。

なお、機能分化を進める上で、児童相談所に加え、欧米のように、警察や裁判所などの関与も含め、より適切な役割分担の在り方の検討を継続することが必要である。

#### ② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

今後、児童相談所が法的な対応を求められるケースの増加が見込まれることから、日常的に弁護士からの支援を受けられる体制づくりが必要であり、そのためには、常勤弁護士の配置だけでなく、複数の登録弁護士による対応など、地域の実情に応じて、最も適切な体制が構築できるよう、多様な形態を認める必要がある。

また、弁護士が、相談を受けるだけでなく、児童相談所における意思決定に日常的に関与するということは、現行法上想定されている役割から大きく変わるものであり、地方において、こうした役割を果たすことのできる弁護士を確保することは困難である。

#### ③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師等と共に対応できるような体制強化

児童相談所における意思決定に、日常的に関与することができる医師を確保することは、地方においては困難である。

### (3) 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

児童相談所のサービスの質の向上を図る上で、専門機関による客観的な評価は必要であるが、第三者評価の導入に当たっては、各地域の実情に応じた様々な取組が阻害されないような評価項目や評価方法等について、地方自治体の意見や実態を踏まえて、国において、十分な検討が必要である。

第三者評価を受審する際には、財政面、業務面で各自治体の負担が過大にならないよう、十分な配慮が必要である。

併せて、第三者評価を地方が担う場合においては、評価者の育成や人材の確保について、国からの十分な支援が必要である。

### (4) 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

中核市や特別区への児童相談所の設置を義務化する前に、中核市等における児童相談所の設置の妨げとなっている事情や要因を分析の上、児童相談所を設置することの必要性やメリットなどを整理し、中核市等が、各地域の特性を考慮した上で、自発的に児童相談所設置に向けた取組が進むよう、支援が必要である。

## 2 要保護児童の通告の在り方

### (1) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

#### ③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

面前DV通告への対応は、住民基本情報や学校等の所属機関からの情報を保有し、DV相談支援機能を有する市町村による初期対応が有効なことなども踏まえ、警察が事案の内容に応じて通告先を判断できる体制がとれるよう、少年警察活動規則の改正も含め、引き続き、警察庁との協議を進めるとともに、虐待通告に対して、迅速かつ効果的な対応がとれるよう、児童相談所、警察、市町村の役割分担の在り方について、検討が必要である。

### (4) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

児童相談所全国共通ダイヤル「189」を虐待相談に限定することには賛成であり、「虐待通告全国ダイヤル」などのわかりやすい標記にするとともに、見直し内容の周知方法について、具体的な提示が必要である。

また、虐待以外の相談ダイヤル（10桁）について、その通報先が児童相談所のみになると、「189」と分けた意味がなくなるため、相談内容に応じて、市町村にもつながるようなシステムの検討が必要である。

### 3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

#### (1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

##### ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制

緊急総合対策に基づく人員体制の強化に当たっては、最近の専門職員の確保が困難な状況を踏まえ、国が主体となって、地方自治体が職員を適切に確保できるよう、人材の育成・確保等に積極的に取り組むとともに、十分な経過措置期間の設定が必要である。

併せて、地方交付税措置を含む財政支援の拡充が必要である。

##### ② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

自治体によっては、児童福祉司の大幅増員等により、スーパーバイザーが不足するなど、都道府県によって実態が異なっているため、単にスーパーバイザーの要件の厳格化のみが先行することのないよう、人員確保の状況を踏まえた対応が必要である。

また、スーパーバイザーの在り方等について、共通認識が持てるよう、指針等が必要である。

##### ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

現行の児童福祉司の任用要件のうち、児童福祉事業に従事した期間、若しくは児童相談所の所員として勤務した期間が必要とされているものを、相談援助業務の経験が必要とすることは、児童相談所以外の相談援助業務が少ない都道府県の状況を踏まえると、児童福祉司の確保が困難となるおそれがある。

今後、児童福祉司の大幅な増員が必要となる中、相談援助の業務経験を有することを児童福祉司の任用要件にすることについては、職員確保の実態等も考慮の上、慎重な検討が必要である。

また、児童相談所長については、組織のマネジメントや意思決定を行う立場であり、その任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験に限定することについても、各自治体の状況なども踏まえて、慎重な検討が必要である。

##### ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

児童心理司の配置基準の法定化に当たっては、現行のように、児童福祉司の数を基準とするのではなく、児童福祉司の配置基準と同様、人口規模や児童虐待相談対応件数等により、必要な数を算出できるような検討が必要である。

# 浜 田 委 員

平成30年12月20日(木)

## 「素案」に対する修正意見

弁護士 浜田真樹(大阪弁護士会)

本書面は、第6回WG(平成30年12月20日開催)に示される「素案」について、修正意見を示すものである。

※ページ番号等の記載は「反映版」に基づく

### 1 p6 上から10行目

#### 【修正案】

「…との意見があった」の前に、  
・常勤弁護士配置促進のための予算措置は現行法下でも可能であり、法改正の必要はないと挿入

#### 【理由】

前回WGにおいて述べた事柄ではない部分を含むが、予算確保は重要な課題であるので、ここで意見を述べるものである。

これまでのWGにおいて、常勤弁護士の必置化を求める意見の根拠の一つに、「28年改正で導入された常勤弁護士の配置が進んでいないこと」が指摘されてきた。しかし、現在までに常勤弁護士がさほど増加していないことが事実であるとしても(もっとも、前回WGでも発言したとおり、改正法の施行後わずか1年半しか経過していない現時点において同改正の評価を確定することは時期尚早に過ぎる。)、その大きな要因の一つには、常勤弁護士採用のための予算措置がなされていないことが指摘できるものとする。

弁護士の配置はすでに法定化されているのであるから、常勤弁護士の配置を特に促進したいのであれば、それを促進するための予算措置を行うことは現行法の下で十分可能である。逆に言えば、そのような配置促進策すら行っていないのに、法改正によってこれを実現しようとするのは、順序を誤っている。

### 2 p8 下から16行目

#### 【素案】

児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、児童福祉司等と共に対応できるような体制整備を推進する。

【修正案】

児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所の業務における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、児童福祉司等と共に対応できるような体制整備を推進する。

【理由】

児相業務に関与する弁護士が児相における意思決定に直接関与すべきか否かについては、本WGにおいて必ずしも意見の一致を見たわけではないものと認識している。また、そもそも、「意思決定に関与」という文言の意味するところが明確でない。さらに、児相に配置された弁護士がいかなる業務に、いかなる程度で関与することが望まれるかについては、本WGでは十分議論されていない。

このため、弁護士が関与すべき場面として「意思決定」と限定することは相当ではなく、より広い射程を有する文言を用いるべきものとする。

3 p 8 下から13行目

【素案】

上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見と「常勤弁護士の必置には反対であり、配置方法にかかわらず日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要」という意見の両論があった。しかし、常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、(以下略)

【修正案】

上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見と「常勤弁護士の必置には反対であり、配置方法にかかわらず日常的に弁護士と協働できる体制とする種々の配置方法が認められるべきことが必要」という意見の両論があった。しかし、常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見の一致を見たところであり、(以下略)

【理由】

第1文についての修正は、趣旨を明確化する意図である。

第2文については次のとおりである。

当職も、前回WGにおいて、「常勤弁護士の機能と役割を軽視するものではない」と述べ、その制度と現状の活動も(肯定的に)評価すると述べた。

もっとも、このことは、常勤弁護士の「配置を促進することが望ましい」との趣旨まで含むものではない。特に、上記の部分は常勤弁護士の必置化の意見(当職はこれに反対する立場である)との対比を行っている箇所であることも考え合わせると、常勤弁護士の「配置を促進することが望ましい」との記載では、これまでのWGで示された必置化の反対意見が意味すると

## 第6回 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたWG

ころについて、誤解を招くおそれがある。そのため、このような表現をここで用いることは適切ではない。

そうすると、「意見の一致」があるのは「弁護士の配置を促進することが望ましい」との点にとどまるものと考えられるので、この点が明確になるような表現を用いるべきものとする。

以上

# 宮 島 委 員

## 第6回WG（2018年12月20日）への委員提出意見

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

子どもの権利擁護に関する仕組み等に関しては、取りまとめ案の検討が本日はじめて行われる予定である。そこで、以下のとおり、意見を申し上げる。

このWGが設置された専門委員会において、「こういうところを議論してほしい」という意見として、複数の委員から子どもの権利が脅かされ当事者の利益が損なわれる懸念が述べられており、WGにおいても、これに関係する発言あったことを踏まえて、次の文を報告書に盛り込むべきである。

「児童相談所と警察との情報の共有においては、子どもの意思が無視されたり、福祉や医療での関わりが尊重されずに警察の判断だけで対応がなされて当事者の福祉がそこなわれたりすることがないように、子どもの権利擁護の観点から一定の歯止めや枠組みを設けること、また双方向での情報のやりとりがなされるようにすることが必要である。」

なお、複数の自治体の職員から、懸念されて来たような事態が実際に生じていることを聞いているとともに、自身の所見として、死亡事例ではない事案で、刑事事件化されて実名報道がなされたことによって、親子での地域生活が著しく困難になった（代替監護後の家庭引取りを含む）と思われる事例が複数あることを述べておきたい。

もちろん、報告書にこれについて盛り込むためには議論が必要だということであれば、時間の制約はあるものの、今回の会議の中で、取り扱うべきである。

### <以下、議事録からの抜粋・転載>

#### WG議事録 第1回～第3回分（第4回以降は、現時点では未公開）

第1回WG委員発言 専門性の向上に関しては、これから司法関与を進めていかなければならない、そういう状況に当たって、児童相談所が専門性を上げておかなければ、司法の関与に対して対応ができていけないのではないかと、中略・かなり強調させておられました。警察との連携にしても、やはり児相が主導権を持ってやっていくだけの専門性をきちんと持つということが重要だということもあったのでしよう。

第2回WG委員発言 同じく10ページの6)が権利擁護とアドボケイト制度です。子どもの声をきちんと反映させるということでは、このアドボケイト制度をきちんと作っていくことが必要だろうと思います。そして、最後に12ページの7)ですけれども、日本型CAC、先ほどの協同面接の問題を考えますと、本来、司法面接と系統診察というのは一緒にあるべきですし、そういうことができる機関、民間でやってもいいでしょうし、どういう形でやるかというのは今後考えなければならぬでしょうが、そこがきちんとできていかないと子どもの権利を守る立場からの警察、検察との連携がうまく図られていかぬのではないかと思います。

第2回WG委員発言 まず、実態調査というのに、どうして児相と市町村側だけなのか疑問を持っています。警察側の調査がなされていないということに関して、難しいと思って最初からやらなかったのだろうと思いますけれども、やりようはあるはずです。私たちも警察・検察にインタビューを行うということは複数回していますので、ぜひ警察側の調査を入れるということをやってほしいということがコメントです。もう一つは、この調査の結果として、警察側から児童相談所に、通告事例に関するどの程度の情報もたらされていたのか、お答えいただきたいと思います。

第3回宮島WG発言 DVは軽度が多いということはあったとしても、家庭の中に暴力があるという面では、今後、とても深刻化するという可能性もある。そういった面では、きちんとそこがわかった上で対応しなければならない。そうだとすれば、警察の対応がとても重要だと思うのですが、そこで、どのような資料が送られてきているのか。処遇意見とか情報がどのように示された上で来ているのか。警察の対応力を上げなければ、これは成り立たない話だと思いますので、そのあたりができていくかどうかをお聞きしたいと思います。

### **2018年8月3日 第24回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 議事録**

委員発言 先に事務局への質問を作らせていただいて、事前にお送りしていますが、中略子供に、警察に話をしているかと聞かなければ、通告できないという話がある。中略警察はとめることができないので、「何かあったら、事前に病院に連絡してから来てください」と言っているのに、勝手に病棟に上がっていってしまうことがよくあるのです。それをやられると困るので、警察と情報共有されるなら、退院のときしか、通告ができないという意見も出てきているわけです。そういうことでいいのか。つまり何が言いたいかというと、困るのは、児相よりも、医療機関とか、子供たちです。中略情報が共有されても、児童相談所が警察をコントロールしてほしいのです。警察が勝手に動かれると、子供の安全が守られないということが、非常に多くありますので、そこをコントロールするということが必要です。中略虐待に至る可能性が低い状態になったとき、子供が18歳になった後は、児童相談所からの依頼がない限り、その情報は抹消してほしい。虐待されて、行動の問題があったから児童自立支援施設に入ったお子さんの情報が、ずっと警察に残るということは、果たしていいのかということです。

委員(当時オブザーバー)発言 警察との連携ですけれども、私も弁護士として、強い懸念を抱いております。まさに御指摘のとおりだということにとどまるのですけれども、個別事案についての動きもさることながら、もしかすると問題が大きくならないかと懸念するのは、児童相談所から警察に提供された情報がどう整理されるかという点です。警察としては、児童相談所から得られた情報というのは、当たり前ですけれども、自分たちの情報として整理をなさるはずで、それが職務です。そのような情報を先々本当に消せるのかというところは、別に警察を疑うわけではないですけれども、極めて懐疑的に捉えなければならないのではないか。そういたしますと、児童相談所からの情報をそもそも提供するかどうかのところ、ある程度の枠と申しますか、明確な考え方をしておかないと、中略から御指摘がありましたような、福祉と警察とが融合してしまっ、何の機関かわからなくなるような、そういうことの危険が現実化してしまうのではないかと危惧するものです。

宮島発言 中略が言ってくださったことと同じで、警察と児童相談所との垣根を外すということは、中略先生

の遺言からいえば、副作用に当たるのではないかと思います。既に警察からの通告が、全国でも45%に当たってしまっている。つい数日前に『東京新聞』が埼玉県の前年度の統計を記事で出しておりましたが、67.8%になってしまっている。連携はとても大事ですけれども、警察との連携だけが特出しで強調されることは、相当危険なのではないか。両先生が御指摘された懸念は、私も全く同じように持ちます。

委員発言 既に3委員の方からお話しがあったことにつきましては私も同意見ですので繰り返しませんけれども、1点だけつけ加えさせていただきます。今日配られた資料6-3、3ページ目に載っていますように虐待死亡事例のかなりの部分が心中死だということなので、心中死についての検討を考えていただきたい。それはそれとして腰を落ちつけてしっかりと考えないといけない問題であり、今日の議題は緊急総合対策ですので、それは別途ということかもしれませんが、緊急総合対策の在り方によっては、心中死の問題について懸念されることが生じるのではないかということをお願いして、今、発言しております。既に心中死に特に焦点を当てた研究も出ておりますけれども、その研究によれば、心中死を何とか防ごうという観点からは、支援の在り方をより丁寧に考えていかないといけないということなのです。ここで詳しくは申し上げられませんが、先ほど委員の方々が言われた警察の関与の在り方、緊急総合対策の在り方によっては、むしろ心中死への対応について、マイナスの危険が生じるのではないかということをお願いしております。

委員発言 もう一点は、警察との連携で、何度も出ていますが、率直な話をします。生活安全課に依頼するのと、刑事課に行くのとでは、全く話が違うのです。私たちのところも、以前は消防の救急車と警察が直接つながっておりまして、虐待の疑いがあると、消防から警察にいきます。警察の刑事課は、病院にいきなりやってきて、そこで立件性があるか、ないかということを見て、これはできないという、帰っていくのです。病院に土足で入ってきて、他の患者さんもいるところで、わっと、そういうことをやる。それはきちんと生活安全課を介していただいて、その中で、要対協とか、そういったものの意見も聞きながら、刑事としてやっていかなければいけないと判断した場合は、きちっとそこで対応する。これで全く違ってくるので、そのイメージをしていただけたらと思います。

委員発言 大阪府全件情報共有という報道もされておりました関係でございます。7～8年以上から大阪府警本部と協議を続けてまいりました。懸念される点は、概ね全て承知しているつもりでございます。…中略…ちなみに、大阪では、地検と府警本部と児童相談所が、個別の事例も含めまして、このケースはどのようなやり方でやるか、例えば性的虐待の場合でしたら、インタビューはどこの機関がするのか、本人の意思確認は誰がするのかも含めて、丁寧な取組を続けているところでございます。

大阪府は、29年2月に、生活安全部長と福祉部長の間で協定を締結いたしました。生活安全部長の御理解も得ながら、児童相談所の情報提供だけではなく、保護に必要な場合については、警察からも、生活安全部が持つておられる情報を提供いただけるという協定となっております。一方向ではございません(双方向)。なので、この辺が1つ、新たな協定をつくる中での「みそ」だと考えております。また、目的外使用の禁止でございますとか、記録の適正管理についても、十分に議論をした上で、協定に盛り込み締結し経過がでございます。

はじめに

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成 28 年 3 月。以下「平成 28 年報告書」という。）に基づき、2016 年 5 月に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正法」という。）が全会一致で成立した。

同法においては、子どもが権利の主体であることや子どもの家庭養育優先原則など児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防という観点から、子育て世代包括支援センターの全国展開、児童虐待発生時の迅速・的確な対応や在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備や要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職の配置、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等、特別区における児童相談所の設置可能化、被虐待児童への自立支援のため、里親委託の推進や自立援助ホームの対象拡大等が講じられた。

こうした改正が行われる一方、平成 28 年報告書において提言された項目のうち、児童相談所の強化のための機能分化として、「虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化」及び「調査・保護・アセスメント・措置機能の強化」、職員の専門性の向上として、「子どもの家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方」などに関する事項の一部は、その在り方に関する詳細な検討が必要と考えられたため、平成 28 年改正法には盛り込まれておらず、改正法附則において検討事項とされた。

※ 平成 28 年改正法附則第 2 条第 3 項 「政府は、法律の施行（2017 年 4 月）後 2 年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

また、2017 年 8 月には、「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）において、子どもの権利保障のための児童相談所の在り方として、平成 28 年報告書と同様に、児童相談所の機能分化、支援の必要な子どもの把握及び通告窓口、人材育成、専門性の向上、資格化の可能性等について提言されているが、その方法に関する詳細な検討がなされないままであった。

加えて、2018 年 3 月に 5 歳の女児が児童虐待により死亡する事例があったこと等を受け、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって対策に取り組むべく、2018 年 7 月 20 日には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）がとりまとめられた。また、2018 年 10 月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会。以下「平成 30 年 10 月死亡事例検証報告」という。）において、本事例の検証が行われ、緊急総合対策の本事例を踏まえた効果的な実施等の国への提言がとりまとめられた。

今般、平成 28 年改正法附則第 2 条第 3 項に基づく検討事項を検討するため、社会保障

削除: 本

削除: 本

削除: 本

審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループが設置され、2018年9月から12月まで6回にわたり議論を重ねてきた。

本ワーキンググループでは、平成28年報告書、新しい社会的養育ビジョン、緊急総合対策、平成30年10月死亡事例検証報告の内容等も踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する全ての子どもが、その健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を有するという考え方を前提として、こうした子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について整理した。

今後、目指すべき方向性に沿って、対応として記載した事項について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきである。

また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

併せて、子ども家庭相談支援体制の整備に向けては、児童相談所や市町村等の地方自治体はもとより、関係機関なども含めた地域全体での取組が必要不可欠である。

国・自治体・関係機関が、それぞれの役割を着実に果たすとともに、あらゆる地域資源が一丸となって取り組むことが求められるものであり、全ての地域で全ての子どもや家庭が育まれるという視点で取組が進むことを願ってやまない。

## 1 児童相談所の業務の在り方及び市町村等の地域の相談支援体制の在り方

### （現状・課題）

これまで、児童相談所は、保護機能（通告が受理された事例等の調査・アセスメント・保護等の措置を行う機能をいう。以下同じ。<sup>1)</sup>）から、支援マネジメント機能（措置後の事例等のマネジメントを行う機能をいう。以下同じ。<sup>2)</sup>）までの全ての機能を担ってきた。

こうした機能については、児童相談所内での部署分け等による機能強化を行ってきており、「初期対応」と「支援」の機能を分けて対応している児童相談所は約35%<sup>3)</sup>であり、管轄児童人口や虐待相談対応件数が多い児童相談所において機能強化の体制が採用される傾向がある。

また、市町村においては2004年の児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第150号。以下「平成16年改正法」という。）に子どもと家庭に関する各種の相談を受

<sup>1</sup> 既存の報告書等の記載を要約、引用している場合の用語については、当該報告書等の記載による。

<sup>2</sup> 既存の報告書等の記載を要約、引用している場合の用語については、当該報告書等の記載による。

<sup>3</sup> 「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の分化に関する実態把握のための調査研究」（平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

「初期対応」は「主に「受付・受理」から「援助方針の決定」までの業務のすべてもしくは一部を担うもの」、「支援」は「主に「援助の実行」以降を担うもの」として調査を実施。

削除: これまで

削除: 検討

削除: 今後、

削除: も

削除: で

削除: 保護者と子どもを分離し、保護するという

削除: 評価

削除: 介入的な機能（以下「危機介入機能」という。）…

削除: 子どもや保護者を含めた家庭のニーズに沿って包括的に支援していくという機能（以下「支援機能」という。）…

削除: 分化

削除: 分化

けることとされ、平成 28 年改正法により、妊娠期からの切れ目ない相談体制を整備するため、子育て世代包括支援センターの全国展開や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進などの市町村における相談体制の整備も進められてきており、児童相談所と市町村をあわせた地域の相談支援体制の充実を図ってきている。

平成 28 年報告書において、

- ・虐待通告数が増大している現状において、対応の限界にきており、児童相談所の機能強化が必要であること
- ・保護機能（調査・保護・アセスメント機能）と支援マネジメント機能を同一機関が担うことによって、保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇されているという指摘があること
- ・親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないという指摘があること

等から、児童相談所の調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させること（機関分化もしくは部署の分化）が提言されている。

また、行政サービスにおける自治体のサービス水準を標準化するという観点から、自治体が行う子ども家庭相談支援が全国どこの自治体においても高い水準を保つため、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がされている。

さらに新しい社会的養育ビジョンにおいても、機能分化に関しては、上記の提言が踏襲されており、更に、第三者評価に関しては、児童相談所を含めた全ての児童福祉機関の評価を行う機構の創設が求められている。

加えて、児童相談所における専門的な体制の強化という観点については、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・関係機関や医療機関からの情報提供に対する的確に判断できるよう、児童相談所職員のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士の専門職の常勤配置をこれまで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの検討

という指摘がされている。

#### （主な議論）

本ワーキンググループにおいては、これまでの指摘、特に、危機介入的な関わりにおいて十分対応できておらず、適切に保護機能を果たせていない児童相談所があるという指摘も踏まえ、保護者との支援関係を結ぶことや維持することができなくなることを危惧するために子どもの最善の利益を考慮した保護を行うことを躊躇するというようなことをなくすためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

①児童相談所における機能については、

- ・児童相談所を行政機関の一部ではなく、専門機関として整備すべき
- ・国際的な歴史をみても相談（Guidance）機能と保護（Child Protection）機能を同じ

削除: 危機介入

削除: について十分対応できていない

削除: 支援ができなくなることを危惧するために介入…

削除:

削除: をどのように考えるかという点

機関で行う形になっていない。日本はそれを一つの機関で行っていることで無理が生じている

という意見があった。

保護機能と支援マネジメント機能については、

- ・危機介入を含む保護機能とその他の支援は、子どもの権利擁護を図ることを基盤として、並行して行う必要があることから、同じ組織内での意思決定という枠組みが必要
- ・通告を受けた後の対応について迅速な対応やアセスメントの客観性の担保のため、保護機能を担う部門と支援マネジメント機能を担う部門で部署を分けることが必要であるが、円滑な引継ぎが重要であることから、児童相談所内での機能分担を進めることで対応することが必要であり、その際、児童相談所と別の支援セクションを市区町村子ども家庭総合支援拠点に設け、送致や指導委託措置を活用するといった方法も考えられること
- ・こうした機能を適切に行うための組織の再編成などのビジョンを都道府県ごとに持って取り組んでいくことが必要であり、その際の機能分担の方法は児童相談所所管内人口の規模や児童虐待の対応件数、児童相談所の設置自治体の特性等に応じて各地域に合った方策としていることが必要であり、各都道府県でこうした方策の検討が進むよう、国は一定のガイドラインを示すことが必要

との意見があった。

一方で、

- ・児童相談所内での機能分担だけでなく、都道府県内の一部の児童相談所を保護機能のみを担う機関とするなど保護機能と支援マネジメント機能を担う機関を分けられる枠組みをつくるべき
- ・保護機能と支援マネジメント機能を一つの組織で担うことにより、ケースに対するスピード感を保てるほか、一時保護した後と同じ地域にある市町村と共に支援することができることから、保護機能のみを有する組織に分けることは反対

との意見があった。

また、児童相談所の機能強化を図るという観点から、

- ・保護機能を適切に行うためには、ケースの深刻さ等についての的確に把握するための体制を整えることが重要
- ・児童相談所における通告を受けた後の対応を適切に行うためには、ケースのリスクやセーフティ、法的妥当性を的確に把握するため、高度な専門性を有するスーパーバイザーと常勤弁護士を配置することが重要
- ・児童相談所の質の標準化を図るため、質を評価するための第三者評価制度の導入が必要
- ・第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、評価機構を創設し、どの地域でも同じように子どもの権利が守られることを目的として、全国共通の評価項目と評価基準を策定し、評価者間のバラツキが生じないように評価体制の構築が必要
- ・第三者評価による児童相談所の質の評価に当たっては、各地域の実情も踏まえた評

削除: 危機介入

削除: 機能

削除: は維持しつつ、

削除: 初期

削除: 児童相談所内で

削除: の

削除: 色々なモデル

削除: 危機介入

削除: の体制を整える

削除: 枠組みの

削除: を

削除: 構築

削除: し、評価機構を創設することが必要

価の枠組みが必要

・ 第三者評価制度の導入にあたっては、現場に加重な事務負担が生じないようにすることが必要

加えて、

・ 支援を市町村が確実に担える体制を整備し、相互に連携をたかめることにより、児童相談所は保護機能を確実に果たせる機関としていくことが必要

・ 児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託を進めることが必要

・ 障害相談の内の虐待対応以外の相談機能は、民間機関を含め児童相談所以外の機関でも担うことができるような体制を整備すべき

という意見があった一方、

・ 新しい社会的養育ビジョンでは、社会的養護として障害児をきちんと扱わなければならないこととされており、他の機関において対応した方が効率的でかつ当事者の利益になるものを分担することは考えられるが、障害相談そのものを児童相談所から全部外すことはありえない

という意見があった。さらに、

・ 市町村における相談体制強化においては在宅支援サービスの充実を図ることが重要。その際、在宅サービスの提供に際して、措置費と同様の公費が支払われる枠組みが重要。

・ 保護機能の強化には、一時保護所及び委託一時保護に係る体制強化をあわせて行うことが必要

などの意見があった。

② 弁護士の配置については、

・ 平成 28 年改正法において、弁護士の配置等が規定された後、常勤弁護士の配置が進んでいない現状を踏まえ、常勤弁護士の必置を義務づけ、そのための予算を確保すべき

という意見があった一方、

・ 常勤弁護士の配置以外の方法であっても、弁護士がケースに的確に関わっている自治体もあり、地域の実情に応じた方法をとるべきであり、常勤弁護士の配置を義務づけることには反対

・ 専門的な観点を踏まえたソーシャルワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

③ 医師の配置については、

・ 常勤医師の必置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・ 児童相談所に常勤医師がいた方がよいが、公衆衛生の医師の確保は実際は難しい

・ 臨床医は現場を離れることを敬遠するため、医師の確保はとても難しい

削除: 機能

削除: は主として

削除: うこととするとともに、併せて民間委託を進める…

削除: 主として

削除: 危機介入

削除: 中心とした

移動 (挿入) [1]

削除: 等

上へ移動 [1]: ・児童相談所に業務が集中している状況を改善するためにも、可能な業務は民間委託を進めることが必要。

削除: 危機介入

削除: さらに、

削除: 弁護士について

削除: 配置

削除: るべき

削除: ケース

・既に全国の児童相談所に複数の医師が配置されており、虐待対応で医師が関与するなど、活用の在り方を考えることが重要という意見があった。

④中核市・特別区における児童相談所設置について、

・増大する通告へ対応するためにも、児童相談所の設置数を増やすことを検討すべきという意見があった。また、

・中核市・特別区における児童相談所の設置を義務化すべきという意見があった一方、

・中核市・特別区における児童相談所設置の促進はすべきだが、設置が進まない要因の分析や国の財政支援などが先であり、直ちに義務化することには疑問がある

・中核市・特別区に児童相談所が設置されることにより、同一都道府県内の中核市・特別区以外の地域の体制に大きく影響が及ぶことについて検討することが必要

との意見もあった。

このほか、措置をした子どもの自立支援について、市町村も含めて取組を推進すべきとの意見もあった。

#### (目指すべき方向性)

児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加に伴い、通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護を行うことができる体制が必要とされてきている。これに対応するため、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇することなく保護することができる体制整備が求められる。なお、体制整備に当たっては、児童相談所のみならず、一時保護の体制整備についても検討を進めることが必要である。

このため、国において、保護機能と支援マネジメント機能を適切に果たせるよう、保護機能と支援マネジメントの機能に応じた部署分けや保護を担当した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当できる体制とするといった機能分化など、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて方向性を示した上で、各都道府県等において、体制整備の方法を検討し、保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たせるための取組を明らかにし、体制整備を進めるとともに、行政組織内だけではなく、第三者の視点も踏まえた見直しを進めることができる仕組みが必要である。

あわせて、地域で保護から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制とするためには、児童相談所の体制整備のみならず、市町村における相談や支援できる体制を強化し、児童相談所と市町村及び民間機関が連携・共働しながら、地域全体で子どもや家庭を支えることができる枠組みとしていくことが必要である。

こうした取組を進めることにより、児童相談所は主として保護機能や支援マネジメント機能を担う専門的な機関として、市町村は子どもの身近な地域で継続的な相談・支援を担うものとして、平成28年改正法において明確化された地域での役割分担に基づく機能を充実・深化させていくべきである。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が進められるよう、具体的に

削除:

このほか、

削除: 加させる…との必要性

削除: 、特に、…核市・特別区における児童相談所の設置をの…務化について検討

削除: に伴う…同一都道府県内の中核市・特別区以外周…地域の体制に大きく影響が及ぶことへの対応への影響…について検討の整理…

削除: また、

削除: いて、…童虐待の相談対応件数の増加に伴い、通告に対する応じた…期の対応を迅速かつ的確に行い、必要なに応じて…護危機介入…行うことが機能も含めた対応が…きる体制が必要とされてきている。これに対応するため、初期アセスメント、見立てを適切に行い、必要に応じて躊躇することなく保護介入…することができる体制整備が求められる。なおまた…体制整備に当たっては、児童相談所のみならず、一時保護の体制整備についても向けた

削除: も含め…切に果たせるな対応がとれる…う、保護機能と支援マネジメントの機能に応じた部署分けや保護を担当したの…員とは際に…なる職員が支援マネジメントを担当での対応…きるなどの…制とするといった機能分化など機能を分けることのほか

削除: 危機介入

削除: も含めた対応ができる…めの取組を明らかにし、体制整備を進めるとともに、行政組織内だけではなく、第三者の視点も踏まえた見直しを…めることができるような…

削除: 機能

削除: や

削除: 地域で介入から支援、措置解除後も含めた自立支援等切れ目ない支援ができる体制整備を…して進めて…

は、まずは以下のような取組を進めるべきである。

併せて、児童相談所及び市町村における体制整備に関しては、緊急総合対策に基づき人員体制の強化及び必要な財政措置等を確実に講ずるべきである。

また、措置解除後も含めた子どもの自立支援に関しては、引き続き検討を進める必要がある。

(対応)

(1) 都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備

① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定

・保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応がとれるように、保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当できるようにするなどの機能を分けが可能となるような、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示す。

・各都道府県等において、国において示した方向性を踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。国においては、各都道府県等における検討が進むよう支援する。

② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

・児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるような体制整備を推進する。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見と「常勤弁護士の必置には反対であり、配置方法にかかわらず日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要」という意見の両論はあったものの、常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見の一致を見たところであり、これらの両論を踏まえ、法令上の措置の検討を含め体制強化の推進方策の具体化を図る。③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師等と共に対応できるような体制強化

・児童相談所において医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に医師等が関与し、共に対応できるような体制整備を推進する。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤医師を必置とすべき」という意見と「常勤医師の必置には反対であり、虐待対応等に関与する医師の在り方を考えることが必要」という意見の両論があった。しかし、いずれにしても、常勤医師等の配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、体制強化の推進方策の具体化を図る。

④ 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

- 削除: 危機介入
- 削除: も含め適切
- 削除: な対応等がとれる
- 削除: 危機介入
- 削除: も含め適切
- 削除: が
- 削除: な
- 削除: ような
- 削除: 危機介入
- 削除: も含め
- 削除: 介入
- 削除: の
- 削除: 介入
- 削除: での対応
- 削除: ることのほか
- 削除: について各都道府県等において検討し、計画を策定する。…
- 削除: ・
- 削除: こうした方向性を示し、
- 削除: 常勤弁護士の配置の推進等による
- 削除: と
- 削除: .
- 削除: は
- 削除: ものの
- 削除: の
- 削除: を見
- 削除: ③

- ・児童相談所の業務について、P D C Aサイクルにより業務を見直し、どの地域においても子どもの権利が守られることを目的に質の確保・向上が図られるよう、業務（一時保護所を含む。）について自己評価及び第三者評価を行う仕組みを段階的に導入する。
- ・具体的には、既に取り組んでいる自治体の取組例等も参考とし、国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないように、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けて取り組む。

削除: 質を高められる

削除: の創設に

削除: 取り組む

#### ⑤ 保護機能を強化するための研修等の充実

- ・児童福祉司における義務研修（スーパーバイザー研修を含む。）において、保護機能に重点をおいた内容とするなどの充実を図るほか、国において保護機能に着目した研修を実施する。

削除: ④

削除: 危機介入

削除: 危機介入

削除: 危機介入

#### ⑥ 民間委託の推進

- ・児童相談所が行う業務のうち、外部へ委託が適切で、且つ、効果的に業務の目的が達成されることが期待される業務（里親養育支援、電話案内業務、保護者支援プログラム、安全確認業務<sup>4</sup>等）については、民間団体等への委託を推進する。

削除: ⑤

削除: の

削除: により

削除: 行う

削除: 受付

削除: の

#### ⑦ 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

- ・地域におけるきめ細かな対応を進めるため、平成 28 年改正法附則において、「政府は、(改正法) 施行後 5 年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする」とされているが、中核市における設置が進んでおらず、より一層の設置促進策を講じることが必要である。
- ・中核市・特別区における児童相談所の設置促進を図るためには、「設置の義務化を図るべき」という意見と「設置が進まない要因分析や国の財政支援などが先であり、設置の義務化については慎重に検討すべき」という意見の両論があった。しかし、より一層の設置促進策を講じることが必要であるという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、法令上の措置の検討を含め国による更なる設置促進策の具体化を図る。

削除: ⑥

書式変更: インデント: 左 3.01 字

削除: は

削除: ものの

削除: の

削除: を見た

削除: .

削除: ・地域におけるきめ細かな対応を進めるため、中核市・特別区における児童相談所の設置の促進が図られるよう、人材育成支援にかかる補助の拡充等により、より一層の支援の充実に取り組む。

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

### (2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化

#### ① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

<sup>4</sup> 児童相談所の責任のもとで、子育て支援を担う民間団体や機関等によるサービスにつなげるためのアプローチによることが望ましいと判断される場合に、これらの団体や機関に安全確認を委託することをいう。

・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域において子どもの最善の利益を優先して考慮した対応を行うという共通の認識作りを進める。

## ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

- ・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。
- ・子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことにより、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

## ③ 民間を含めた地域資源の充実

- ・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用した在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

## 2 要保護児童の通告の在り方

(現状・課題)

現在、児童虐待等に関する通告は、児童相談所と市町村のいずれもが受理する体制となっている。平成16年改正法において、児童相談所の児童虐待相談対応件数や緊急事例の急増等、質的にも量的にも極めて厳しい状況に置かれ、十分な対応が困難となっていたこと、また一方、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、制度上、児童相談所が担うこととされている幅広い相談業務の全てに対応しきれなかったことを踏まえ、都道府県と市町村の役割を見直し、子どもと家庭に関する各種の相談全般を一義的に市町村において受け止めることとし、市町村が通告窓口として追加されている。

児童虐待相談対応件数は、児童相談所では約13万4千件（2017年度）、市町村では約10万7千件（2017年度）と増加し続けている。

平成28年報告書において、

- ・通告する側に緊急度の判断・通告先の選択を強めていること
- ・泣き声通告や面前DV通告など増大する虐待通告に対する児童相談所における安全確認・調査の業務量が膨大となっていること

等から、各都道府県に1か所、通告窓口を一元化し、緊急性の判断やその後の対応について判断し、初期対応機関を児童相談所か市町村等へ振り分ける機関の設置をするべき、その際には、市町村への通告、相談を妨げるものではないが、併せて一元化された通告を受理する機関への通告も行う等の指摘がされている。

また、新しい社会的養育ビジョンでは、上記を踏襲した上で、「国は、海外での実践例なども参考にしながら、早急にモデル事業等を行い、その在り方を提示し、児童相談所や市町村以外の一元化された窓口を担う職員の研修を構築し、その事業への支援を行うべきである」とされている。

(主な議論)

削除: ける

削除: が

削除: むようにする

削除: ①

削除: ② 要保護児童対策地域協議会の活性化、市町村の体制強化

・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。

・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

削除: 箇

本ワーキンググループでは、こうした指摘も踏まえ、通告が増加する中、行われた通告に対して、確実に適切に対応するためにどのような体制や対応等が必要かについて議論を行った。

通告を受ける体制については、

- ・専門的にスクリーニングを行う通告窓口を都道府県に1か所設置し、その機関が市町村、児童相談所へ振り分ける仕組みが必要

・泣き声通告や面前DV通告などは、市町村が関連する情報を把握しているにもかかわらず、あまり情報を持たない児童相談所が安全確認調査を行っており、ミスマッチとなっている。通告を受けた機関が必ずしも安全確認の調査を行わなくてもよい柔軟な仕組みとなるよう、法改正も含めて検討すべき

- ・市町村が安全確認の調査を行うに当たっては、職員の専門性や人員を十分確保すべきという意見があった一方、

・相談対応件数が極めて多い現状を踏まえ、専門性の高い人材を相当程度配置する必要があるため、新たな通告窓口を設置することは現実的ではない上、通告から対応までに経由する機関が増えることになり、迅速化にはつながらない可能性がある。

・都道府県と市町村は、包括的な地方公共団体と基礎的な地方公共団体という役割の違いはあるにせよ、対等である。一括して対応し、振り分けをするということが可能なのか、地方自治の仕組みなどから十分な検討が必要

- ・保健センターや保健所、学校等に身近な通告先である市町村の役割は重要であり、通告窓口を都道府県に1か所に集約することは反対

- ・児童相談所と市町村で危険度に関する共通認識を持ち、情報共有しながら必要に応じて送致するなどの双方向のマネジメントを機能させることが重要

との意見があった。

このほか、

- ・受けた通告を適切にインテークできるような者を通告先に配置することが必要
- ・児童相談所に面前DV通告等が集中しており、その後の対応が十分できなくなっていることが課題であり、現行法でも可能である児童相談所が受けた通告の安全確認を市町村に依頼することなど、通告そのものではなくその後の対応を含めた体制として考えるべき

・児童相談所と市町村が市町村送致の際の参考として用いている共通リスクアセスメントツールについて妥当性や信頼性について疑問があること、そもそもツールを使えるだけの専門性が必要との意見があり、見直しが必要

との意見があった。

また、児童相談所への通告が増大している現状について、

- ・児童相談所へ集中している警察からの通告をトリアージすることが必要
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、通告の窓口と相談の窓口は分けるべき

との意見があった。

(目指すべき方向性)

削除: 箇

削除: の

削除: 箇

削除: .

削除: 使いやすさ

まずは市町村、児童相談所のいずれが通告を受理した場合でも、通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要である。特に、通告が増大する中、ケースを的確に振り分け、いずれの機関が通告を受理しても必要な対応が的確にできるようにするための体制整備を、効率化の方策等も含めて進めることが必要である。とりわけ、市町村、児童相談所がそれぞれの役割が十分果たせるようにするための体制強化が必要であるとともに、ともに協働しながら対応できるようにしていくための意識作り、枠組みや体制を継続的に構築することが重要である。

こうした取組を進め、通告から通告を受けた後の対応等まで、最も的確で効果的な対応をとるために必要な体制について、検討を進めるべきである。

国、都道府県及び市町村においては、こうした体制整備が図られるよう、具体的には、まずは以下のような方策を進めるべきである。

削除: 初期

#### (対応)

##### (1) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

###### ① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

- ・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りが行えるよう、研修を新たに実施する。

###### ② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

- ・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、事前に協議し、ガイドラインなどの策定に向けた取組を推進する。
- ・緊急総合対策に基づき、児童相談所に市町村支援のための児童福祉司の配置を進め、上記ガイドライン策定に向けた取組など市町村と児童相談所の間の連携体制強化を図る。
- ・国においては、上記ガイドラインのモデル案や、策定に向けた行程や活用方法等を示すとともに、児童福祉司等に対する義務研修に盛り込む。さらに、市町村支援のための児童福祉司の活動ガイドラインの策定や、当該児童福祉司向けの研修を行う。

###### ③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

- ・児童相談所が通告を受理した後の安全確認は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の6及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条第2項により市町村等の他機関に依頼することができることを踏まえ、児童相談所における面前DV通告に関する振り分けを行う体制、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村担当支援児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する協働を前提とした役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。
- ・国において、面前DV通告への対応に関する市町村、児童相談所におけるガイドラインの策定、活用方法等を示す。

削除: 初期

###### ④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

- ・市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成されているリスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するとともに、アセスメントツールが補助的に使われるものであることなどその活用方法の在り方等を含め検討し、市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直す。

(2) 市町村の子ども家庭相談体制強化、要保護児童対策地域協議会の活性化（再掲）

- ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。
- ・緊急総合対策に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置を促進するとともに、国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。
- ・要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。

(3) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

- ・市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進めるため、システム整備に当たって必要なガイドライン等の策定を行うなど、国において必要な支援を行う。

(4) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

本ワーキンググループでは、通告窓口を都道府県に1か所に集約すべきという意見もあったことから、上記(1)～(4)の取組状況等を踏まえ、行われた通告に対して確実に適切に対応するためのより効率的かつ効果的な方策について引き続き検討する。

**3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策**

(現状・課題)

児童相談所の職員については、平成28年改正法に基づき、2017年4月より児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）を含む。）について、国の基準に適合する研修の受講の義務づけのほか、スーパーバイザーについて、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない旨を法律上規定した。

また、児童心理司及び医師又は保健師の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う旨を規定した。

市町村の体制については、2017年4月から市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について専門職の配置の義務づけ、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置の努力義務化を行った。

平成28年報告書において、子ども家庭支援に当たる職員の専門性向上は重要な課題であるが、研修を受講しただけでは研修が身につけているかが判断されておらず、その

削除：市町村の体制強化

移動(挿入) [2]

下へ移動 [3]: 要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域における共通の認識作りが進むようにする。

移動(挿入) [3]

上へ移動 [2]: 緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

削除: 箇

技能がある職員かどうかは外部からわかりにくい状況だったこと等を踏まえ、

- ・子ども家庭支援に当たる指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭福祉に関する専門の相談員として新たな公的資格を創設することを検討すべき

・資格には有効な期限を設け、更新する制度とする、また、上記のような資格について、関係学会が中心に検討すべき

・国の資格創設に時間がかかるようであれば、早急な対応を図るため、介護支援専門員（ケアマネージャー）資格同様、都道府県による資格とすることも考えられる。との意見があった。

・資格は、①一定の基礎資格を有する者であって、②5年程度の児童福祉に関する実務経験（児童相談所、市町村、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー等）を有するものが、③試験（単なるペーパーテストではなく、ケースレポート等を含む。）に合格した場合に付与することが考えられる。基礎資格については、ソーシャルワークを基盤とするものの、心理的見立て、子どもの心身の健康と発達の保障を必要とすることから、社会福祉士や精神保健福祉士、及び、公認心理師と保健師とすることが考えられる。児童相談所のみならず、市町村、社会的養護、民間団体等で広く活躍できる資格とする。医師も基礎資格とすべきかどうかに関しては両論が存在した。資格創設に当たっての移行措置として、当面、上記②の実務経験を有する者は、一定の研修を受講した上で、上記③の資格試験を受けることができるようにする必要がある。

との指摘もあった。

緊急総合対策においては、現行の児童相談所強化プラン（2016年度～2019年度）を見直し、2019年度～2022年度において、児童福祉司の配置標準を見直し、約2,000人程度の増員を図ること、児童心理司等の児童相談所の職員の増員等に加え、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進等のほか、児童相談所・市町村における専門性の強化などの体制強化を行うことが盛り込まれている。

なお、平成30年10月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

・虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと

- ・全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を担保するための仕組みの検討

という指摘がされている。

#### (主な議論)

本ワーキンググループでは、現状・課題で示された指摘も踏まえ、緊急総合対策で児童福祉司等を増員していく中、児童福祉司等の児童相談所職員の資質向上を図るための方策や、地域としての対応力を高めるための市町村職員の資質向上を図るための方策等について議論を行った。

削除: .

書式変更: インデント: 左 2 字, 最初の行: 0 字

削除: .

削除: の資格

削除: に加えて

削除: も

削除: 資格には有効な期限を設け、更新する制度とするとの意見があった。、 .  
・上記のような資格については、関係学会が中心に検討すべき .

削除: がされている

①児童相談所の職員の資質の向上については、

- ・都道府県ごとに採用計画・人事計画に関するビジョンを持つことが重要
- ・人材育成に当たっては、広い分野の一般知識や技術と同時に、特定分野についての深い知識や技術を持つT型人才の養成を図るべきであり、T型人才を養成するために、児童相談所や子ども家庭相談部署を中心に他の部署に異動した後に再度着任する人事など、都道府県等において人材育成の長期計画を検討し、都道府県社会的養育推進計画等に位置づける必要がある

という意見があった。

児童福祉分野の資格化については、

- ・児童福祉司の増員時期に当たり、まず市町村において、スーパーバイザーの資格と共通のスーパーバイザーの資格を創設し、その後児童福祉司の資格化を行うべき、そのためにも期限を区切って検討すべき

という意見があった一方、

- ・社会福祉士等の国家資格が定着し取得者が一定数に達するまでには、20年～30年以上の時間がかかっている。資格化については、相当長期で考える必要があり、資格化すればすべての課題が速やかに解決するようなものではない。

- ・既にある社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を活用すべきである。カリキュラムの充実をソーシャルワーカーの養成校やソーシャルワーカーの専門職団体とともに要望して行くことが必要

- ・ソーシャルワークの専門資格を持った職員の配置を都道府県や市町村に配置することが広がらなければ意味がない。都道府県や市町村が、専門職人材を獲得し、定着させ、育成させられることが重要であり、新たな資格の創設は、効果的でない。

- ・児童福祉司の任用資格については、働いてから資質の有無が分かることが多いため、できるだけ間口を広くするべき、また、国家資格が基礎にない職員についても、相談業務に従事したことなどの実務経験等をベースに考えるべき

・児童相談所等の職員の個々の人材の資格化よりも組織としての資質を評価すべきという意見があった。

また、

- ・児童心理司の不足は深刻であるとともに、適確なアセスメント、保護機能として在宅での指導措置が取られている事例への心理療法や代替監護のもとにある家族再統合支援などにおいて高い専門性を持って役割を果たすことが求められていることから、配置標準について法令に定めるべきである。

等の意見があった。

さらに、弁護士配置については、

- ・平成28年改正法において、弁護士の配置等が規定された後、常勤弁護士の配置が進んでいない現状を踏まえ、常勤弁護士の必置を義務づけ、そのための予算を確保すべき

という意見があった一方、

- ・常勤弁護士の配置以外の方法であっても、弁護士がケースに的確に関わっている自

削除: は全て

削除: 既にある

削除: り、

削除: の

削除: 議論

削除:

削除: また、

治体もあり、地域の実情に応じた方法をとるべきであり、常勤弁護士の配置を義務づけることには反対

・専門的な観点を踏まえたソーシャルワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要

との意見があった。

また、医師の配置については、

・常勤医師の必置を義務づけるべき

という意見があった一方、

・児童相談所に常勤医師がいた方がよいが、公衆衛生の医師の確保は実際は難しい

・臨床医は現場を離れることを敬遠するため、医師の確保はとても難しい

・既に全国の児童相談所に複数の医師が配置されており、虐待対応で医師が関与するなど、活用の在り方を考えることが重要

という意見があった。

スーパーバイザーについては、

・客観的な資質の向上に資するよう、既存の国家資格とは別に新たな子ども家庭福祉のソーシャルワークに関する資格を創設し、資格を取得した人のみをスーパーバイザーとすべき。その際の待遇改善などのインセンティブも必要

という意見があった一方、

・新たな資格を作っても定着するには時間がかかる上、子ども分野だけの資格を作っても取得する人はおらず、子ども家庭福祉だけに特化した資格化には反対

・児童相談所の職員は異動による行政機関内の任用が前提とされていることを踏まえ、行政組織内でのステップアップなどの資質向上の方策を検討すべき、また、児童相談所内のみならず、行政組織全体での人事異動も含めたキャリア形成を考える必要がある

という意見があった。

また、

・スーパーバイザーの資質向上の観点から、現行の要件だけではなく、より幅広い経験を積んだことを評価する仕組みや研修の修了要件を課すこと等の資質向上策も検討すべき

等の議論があった。

②市町村の職員の資質向上については、

・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の資質の向上が必要

・市区町村子ども家庭総合支援拠点の促進による職員の質・量の向上を図ることが必要

といった意見のほか、

・市町村においても、児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材の配置の義務化が必要

という意見があった一方、

・全ての市町村に児童相談所のスーパーバイザーと同等の人材を配置することは困

削除：・弁護士、医師について常勤配置を義務づけるべき。

という意見があった一方、

・専門的な観点を踏まえたケースワークを行うため、配置方法にかかわらず、日常的に相談・支援が受けられる体制整備が重要。

との意見があった。

削除：・

削除：・

難。児童相談所による市町村支援等を組み合わせて、ともに地域における対応力を上げる取組が必要等の意見があった。

#### (目指すべき方向性)

児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、それぞれの資質向上が必要である。児童相談所、市町村の職員の増員といった量的な整備と併せて、質の向上も進める必要がある。体制整備については、緊急総合対策に基づき人員体制の強化とそれに必要な財政措置を講ずることが求められる。

その際には、地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進することも必要である。

子ども家庭相談を担う人材、特にスーパーバイザーに関しては、実務経験や専門性を十分に有する人材を養成する必要があるほか、こうした資質について客観的に把握できるようにするための枠組みとして資格化等について議論を行ったが、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討する必要があることから、資質を把握するための具体的な要件として、その手法やどのような実務経験を求めることとするか、義務研修の位置づけについてどのように考えるか等引き続き検討が必要と考える。

このため、こうした引き続き検討が必要な事項について、確実に検討を進めるとともに、国、都道府県及び市町村においては、まずは以下のような取組を進めるべきである。

#### (対応)

##### (1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

###### ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制の強化

- ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。

###### ② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。
- ・スーパーバイザー要件について、児童福祉司としての業務経験おおむね5年以上及び上記要件に加えて、求められる要件について引き続き検討する。

###### ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- ・児童福祉司、児童相談所長の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

###### ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

###### ⑤ 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化(再掲)

- ・児童相談所において法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるような体制整備を推進する。

削除:

削除:

削除: ・医学的

削除: ・医師等

削除: ・医学的

削除: いて

削除: ・医師等

削除: と

・上記の体制整備に当たっては、「常勤弁護士を必置とすべき」という意見と「常勤弁護士の必置には反対であり、配置方法にかかわらず日常的に弁護士と協働できる体制とすることが必要」という意見の両論はあった。しかし、常勤弁護士の配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、法令上の措置の検討を含め体制強化の推進方策の具体化を図る。

削除: ものの

削除: の

削除: を見た

#### ⑥ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師等と共に対応できるような体制強化（再掲）

・児童相談所において医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、児童相談所における意思決定に、日常的に医師等が関与し、共に対応できるような体制整備を推進する。

・上記の体制整備に当たっては、「常勤医師を必置とすべき」という意見と「常勤医師の必置には反対であり、虐待対応等に関与する医師の在り方を考えることが必要」という意見の両論はあった。しかし、常勤医師等の配置を促進することが望ましいという点においては意見が一致したところであり、これらの両論を踏まえ、体制強化の推進方策の具体化を図る。

削除: ものの

削除: の

削除: を見た

#### ⑦ 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上と、それを客観的に把握できる枠組みを検討する必要がある。

・その具体的な枠組みとして、「新たな国家資格を創設すべき」という意見と「社会福祉士等の既存の国家資格の活用を促進や充実を図るべき」という意見の両論があった。しかし、これらの人材の専門性を向上させる必要性及びその具体的な方策について更なる検討が必要であるという点においては意見が一致したところであり、その在り方について、専門的に検討する場を設け、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 0.87 字, 左 3 字, 最初の行: -0.87 字

削除: はあったものの

削除: の

削除: を見た

削除: 国家資格化も含め、

削除: .

削除:

#### (2) 市町村の専門性向上のための体制整備

##### ① 市町村の子ども家庭福祉の体制強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上（再掲）

・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

・緊急総合対策に基づく要保護児童対策地域協議会の調整担当職員について、専門職の配置を促進するための措置を講ずる。

・国において、要保護児童対策地域協議会の活性化に資するガイドライン等を策定する。

削除: ・緊急総合対策に基づき児童相談所に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、児童相談所、市町村の連携体制を密に図るとともに、市町村における体制の在り方や個別ケースに関する支援等を行うことができる体制とする。

##### ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進（再掲）

・緊急総合対策に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図る。

・市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化を図るための支援のほか、先進事例

を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアルを策定し、市町村が設置しやすい環境を整備する。

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に設置する場合の要件やモデルを示すことによる設置促進を図る。

#### 4 子どもの権利擁護に関する仕組み等

(子どもの権利擁護に関する仕組み等について)

平成 28 年改正法において、2016 年 10 月より児童福祉審議会については、関係行政機関に加えて、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる旨規定した。

また、新しい社会的養育ビジョンにおいて、

- ・ 代替養育においては、子どもの意見表明権の保障が重要であり、担当のソーシャルワーカーが特定した代替養育の場が子どもにとって必要かつ適切なものであるか否かについて聴取されるべきであることから、子どもの意見表明権を保障するために、子どもの年齢にかかわらず、子どもの希望も踏まえ、必要に応じてアドボケイトをつける制度が求められる

との指摘がされている。

さらに、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、

- ・ 都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

という指摘がされている。

本ワーキンググループにおいて、

- ・ 子どもの声を十分に反映させるためのアドボケイト制度の創設が必要
- ・ 乳幼児も含め子どもの声を代弁し届け、子どもの最善の利益を実現するアドボケイターが必要
- ・ 児童福祉司が子どもの権利を守ることが必要。

との意見があった。

また、子どもの権利を守る観点から、協同面接について、

- ・ 検察や警察が行った場合の資料を児童相談所も適切に活用できるようにすることや、新たな機関創設による連携強化が必要

との意見があった。

このため、

- ・ 児童虐待を受けた子どもなどが自ら意見を表明できる機会を確保するため、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く仕組みを構築し、全国展開を図る。国においては、ガイドラインの作成・モデル実施等を行い、全国展開に向けた取組を行う

- ・ 代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について、先行事例の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえたモデル実施を行った

削除: .

削除: .

削除:

書式変更: インデント: 左: 1 字, 最初の行: 2 字

削除: また

削除: 協同面接において、

削除: 司法

| 上で、全国展開に向けた必要な取組を進める  
ことが必要である。